

服務規律等マニュアル
～信頼される教職員を目指して～

平成28年7月（改訂）

宮崎県教育委員会

はじめに

本県は「いい子どもが育つ都道府県ランキング」で常に上位にあります。それは、熱い情熱と信念を持って子どもたちを教え育む教職員の皆さんの努力の賜であり、学校と子どもたち、保護者、そして地域が強い絆で結ばれていることの証でもあります。この宮崎の地で脈々と育まれている人々の明るさや伸びやかさ、そして温かさは、とりもなおさず、宮崎の大地、そして、皆さんの『うしろすがたの教育』があればこそと思います。

しかしながら、交通事故、飲酒運転、スピード違反、体罰、セクシュアル・ハラスメント等、教育に対する信頼を失わせるような「不祥事」が多く発生していることも事実です。

教職員の服務規律及び綱紀の保持については、これまでも、平成24年度に「宮崎県公立学校コンプライアンス推進協議会」を設置し、全県的かつ組織的に学校と一体となって様々な取組を行ってきています。県教育委員会では、不祥事防止について機会あるごとに注意を喚起していますが、不祥事を防ぐためには、一人一人が教職員としての自覚を深め、防止の努力をしなければなりません。一人一人が不祥事の重大性、法的責任や社会的影響を認識し、その「防止策」を真剣に考え、実行することが必要です。そのためには、あらゆる機会を捉えて、研修を行うことが重要になります。

このたび、平成23年度に改訂した「服務規律等マニュアル(信頼される教職員を目指して)」を、平成24年度以降の状況等も盛り込み全面的に改訂しました。各学校においては、校内研修等の機会に活用していただき、その崇高な使命と責任を今一度自覚し、自らを厳しく律してもらいたいと思います。

この「信頼される教職員を目指して」は、次のようなことをもとに作成しています。

- のびゆく宮崎の子どもたちの教育を託された教育公務員としての使命を自覚し、絶えず自らを律し「資質の向上」に努めること。
- 常に人権感覚を磨き、全ての人の人権について十分な注意を払うとともに、児童生徒及び同僚間のよりよい人間関係づくりに努めること。
- 保護者や地域社会が注目していることを自覚し、時間外においても誤解や批判を受けることがないように「良識ある行動」をとること。
- 児童生徒や保護者、地域等の願いや要望を真摯に受け止め、適切な対応をして信頼に応えること。

日々、子どもたちの前に立つ皆さんの言葉や姿勢は、子どもたちの将来の生き方にも大きく影響を与えます。子どもたちは、皆さんを慕い、皆さんの姿を見て成長し続けます。全ての教職員が、目の前にいる子どもたちに堂々と胸を張って、子どもたちの成長を促す存在になるよう、高い倫理観を持って職務にあたっていただきたいと思います。

目 次

1	交通違反・交通事故について	1
2	わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントについて	3
3	パワー・ハラスメントについて	7
4	体罰について	9
5	諸表簿及び個人情報等の管理について	11
6	財務事務における不正処理について	13
7	諸手当認定について	16
8	政治的行為・中立性について	17
9	著作権について	21
10	副業について	23
11	検定申請中の教科書について	27
12	学校における危機管理について	29
13	宿泊を伴う行事等について	31
14	個人的な金銭問題について	33
15	苦情・クレームへの対応について	35
16	健康管理について	37
17	教職員のコンプライアンス意識の徹底について	39
18	教職員が負うべき責任について	41
19	懲戒処分を受けた教職員の給与等について	43
20	懲戒処分等の公表について	44

※参考資料

教職員コンプライアンスチェックシート（標準例）	45
校内研修の手法	46

1. 交通違反・交通事故について

交通違反は重大事故につながる原因ともなり、交通事故は、運転した本人だけでなく、被害者やその家族の人生に多大な影響を及ぼします。

これまでの交通違反・交通事故をみると、制限速度超過違反や前方不注意等による追突事故・衝突事故が多く発生しています。交通違反・交通事故は、社会人としての常識・良識が疑われるだけでなく、教職員に対する県民からの信頼を著しく損ねる深刻な事態を招いてしまい、飲酒運転等は自分の職を失うことにもなります。

日頃から交通法規を遵守し、安全運転に心がけ、時間等にゆとりをもって運転することが大切です。

《事 例》

高等学校のA教諭は、教科指導や担任として保護者からの信頼が厚い教員である。

A教諭は、1学期の慰労会をしようとの同僚からの誘いを受け、職場から自家用車で居酒屋へ向かった。

一次会では、ビールをジョッキ3杯、焼酎2合程度を飲酒し、二次会でも、ウイスキー水割りを2杯飲んだ。

A教諭は、同僚と別れ、帰宅するために代行業者に連絡をしたが、1時間以上待たなくてはいけない状況だった。

そこで、A教諭は、自家用車を止めていた駐車場へ歩いて移動し、車内で3時間ほど仮眠した後、もう大丈夫だろうと自家用車を運転して帰宅しようとした。

その途中、電柱に接触する物損事故を起こした。

☆ 何が問題なのでしょうか ☆

- 飲酒・酒気帯び運転は、決して許されない行為であるという、公務員としての自覚が欠如していたこと。
- 「少し酔いを覚ませば大丈夫」という安易な判断と自己中心的な行動であったこと。

☆ どうしたらよいのでしょうか ☆

- 飲酒運転の危険性及び事故の悲惨さ、並びにそれに伴う児童生徒、保護者、自分の家族への影響など、関係者の立場に立って考え、交通違反・事故の撲滅に向けての意識改革を図る。
- 日頃から、全職員で「飲酒運転をしない。仲間から飲酒運転を出さない」という共通理解を図り、職場内での声かけをする。
- 飲酒をした場合は、飲酒量にかかわらず、「少し酔いを覚ませば」という安易な判断で、絶対に車を運転しない。
- 飲酒する場合は、タクシーや送迎を利用し、飲酒運転につながることをしないようにする。自家用車で会場まで行った場合は、帰宅手段の確保をしっかりと行い、お互いに帰宅手段を確認し合うなどの対策を取る。
- 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知らずながら当該職員が運転する車両に同乗した職員も、処分の対象となることを認識する。

【増加傾向にある交通違反・交通事故（例）】

- (1) 制限速度が50km/hの道路を走行中、途中から制限速度が40km/hになっていることに気付かず60km/hで走行し、速度超過で検挙された。
- (2) 不慣れな地域を走行中、標識を見落としとして一時不停止や通行禁止違反で検挙された。
- (3) 高速道路の料金所で、後部座席に座っていた同乗者がシートベルトをしておらず、座席ベルト装着義務違反で検挙された。
- (4) 赤信号で停車後に、青信号に変わったので発車したところ、まだ前方車両が停車しており追突した。
- (5) 見通しの悪い交差点において、他方向から走行してくる車両への注意不足により気づくのが遅れ衝突した。

上記の交通違反・交通事故については、各自の少しの注意により防ぐことができる違反・事故です。教職員としての自覚を持ち、子どもたちが先生方を誇りに思える教職員を目指して交通違反・事故の撲滅を目指して全員で努力しましょう。

【関係法令・通知等】

「道路交通法の改正（飲酒運転等に対する行政処分の強化）」平成21年6月1日施行

「道路交通法 第117条の2第1号(要約)」

酒によった状態(正常な運転ができない恐れがある状態)で運転した者は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

「道路交通法 第117条の2の2第1号(要約)」

酒気帯び運転(血液1mlにつき、0.3mg以上又は呼気1lにつき0.15mg以上のアルコールが検知された状態)の者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

「刑法 第208条の2(要約)」

飲酒死亡事故は1年以上有期懲役刑(危険運転致死傷)

「刑法 第211条(要約)」

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。(業務上過失致死傷等)

「教職員の懲戒処分に係る基準の改正について」 教育長通知 平成19年12月21日

酒気帯び運転は、原則免職

「教職員の交通法令違反等の防止の徹底について」 教育長通知 平成20年 3月 7日

「教職員の綱紀及び服務規律の保持の徹底について」 教育長通知 平成28年 5月28日

「交通事故に遭ったら、まず・・・」

- まずは、心を静めて [慌てない、うろたえない]
- 次にすることは負傷者の救護と警察への連絡です [119番、110番]
- 上司（勤務先）へ事故の状況を報告しましょう
- 相手の住所、氏名、電話番号を必ず聞いておきましょう
- 現場の回復を考えましょう
- 証拠の保全は人任せにしないようにしましょう



2. わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントについて

わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけ、職場の秩序や業務の遂行を妨げるものであり、人道的・社会的に許されない行為です。

特に、教職員による児童生徒、同僚職員、保護者等へのこのような行為は、児童生徒を守り、指導すべき立場にある者として、絶対にあってはならないことであり、教育に対する保護者、地域社会の信頼や期待を著しく損ねる行為として、根絶すべきものです。

《事 例》

A教諭は、部活動中に体調不良を訴え、保健室のベッドで休んでいた女子生徒に対し、着ていた運動着の中に手を入れ、腹部をさすりながら「かわいいね」などと言葉をかけた。

☆ どうしたらよいのでしょうか ☆

- 児童生徒の身体への不必要な接触は厳に慎む。
- 密室での児童生徒への指導や保護者との面談、宿泊を伴う行事等での部屋の見回りは、複数の教職員で行い、終了後は責任者へ報告する。
- 児童生徒、保護者の状況を敏感に察知し、セクシュアル・ハラスメント相談員等の相談窓口があることを周知する等、教職員に対して気軽に意思表示できる環境を整備する。

《事 例》

B教頭は、同校の女性講師に対し、打合せと称して、しつこく食事に誘い、実際には打合せではなく、私生活やプライバシーに関することを質問した。

☆ どうしたらよいのでしょうか ☆

- 日頃から相手の意に反する性的な冗談、からかい等をしないことはもちろん、教育の場にふさわしい言動に心がける。
- 「他の者を不快にさせる性的な言動」に対し、教職員としてのふさわしい倫理観をもつ。
- 酒席だからといって不適切な言動を容認する風潮を是正する。

【類似の例として】

- (1) 中学校3年生担任のC教諭は、進路の相談に来た女子生徒と相談室で二人きりとなり、励ますつもりで手を握ったり、肩を触ったりした。その後、相談の回数を重ねるうち、女子生徒が何も言わないので、胸を触る等の行為をした。
- (2) D教諭は、勤務校の懇親会后、同僚の女性教諭を送って帰る途中、体を触ったり、無理やりキスをしたりした。
- (3) E教諭は、部活動中に複数の女子生徒に胸のサイズを尋ねるなどした。女子生徒たちはE教諭に嫌悪感や不信感を抱き、E教諭に会いたくない等の精神的動揺を受けた。
- (4) F教諭は、女子生徒からメールアドレスを教えてほしいと言われ、メールでのやりとりをするようになり、休日にドライブに行く約束をした。ドライブの途中で性的な行為がしたいと思い、ホテルで性行為を行った。

※ 近年、メールやSNS等のやりとりから、児童生徒へのセクシュアル・ハラスメントに至る事案が多く見受けられます。児童生徒との私的なメール等のやりとりや児童生徒を私的な用件により自家用車に同乗させることは禁止されています。

【基本的な考え方】

「わいせつ行為」とは、

- (1) 刑法第176条の規定による強制わいせつ
- (2) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第4条の規定による児童買春
- (3) 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の規定によるみだらな性行為、わいせつ行為
- (4) 公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例第2条の規定による卑わいな行為などです。

セクシュアル・ハラスメントとは、「他の者を不快にさせる性的な言動」で、性的な内容の発言及び行動を指しています。セクシュアル・ハラスメントになりうる言動は、一般的には受け手が不快であるか否かという当人の主観に委ねられます。したがって、自分ではこの行為に該当しないと思う言動でも、受け手が不快に感じれば、それはセクシュアル・ハラスメントになります。

例えば、次のような言動が該当します。

- (1) 児童生徒とのかかわりで起こりうる言動
 - ・「生理」を理由に授業等を休むことに対して、必要以上に質問をする。
 - ・「男のくせに」「女のくせに」と言う。
 - ・女子のみを「ちゃん」づけで呼ぶ。
 - ・不必要な個人指導をしたり、指導の際に不必要に身体に接触したりする。
 - ・女子であることでお茶汲みや雑用を強要する。
 - ・宿泊を伴う学校行事等の際に、児童生徒を教員の部屋に呼んで、性的な質問をする。
 - ・体型や容姿をからかう。
- (2) 保護者とのかかわりで起こりうる言動
 - ・卑わいな冗談を交わしたり、性的な話題でからかったりする。
 - ・身体を執ように眺め回す。
 - ・個別に食事等に誘う。
 - ・酒席でお酌やデュエット、チークダンス等を強要する。
- (3) 教職員間で起こりうる言動
 - ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする。
 - ・「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」などと発言する。
 - ・食事やデートにしつこく誘う。
 - ・カラオケでデュエットを強要する。
 - ・特に用がないのによく電話やメール等をする。

また、心身の発達がまだ未熟である児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの場合、児童生徒が不快に感じなくても、その行為そのものがセクシュアル・ハラスメントになる場合があることも認識しておく必要があります。

【スクール・セクシュアル・ハラスメントについて】

スクール・セクシュアル・ハラスメントとは、教職員が児童生徒等を不快にさせる性的な言動を行うことです。性的な言動とは、性的な関心・欲求や社会的・文化的に作られた性差に基づく

発言や行為です。スクール・セクシュアル・ハラスメントは、教職員の児童生徒に対する人権意識の不十分さや、固定的な性別役割分担意識が背景となるものが多く、自らの行為がスクール・セクシュアル・ハラスメントであることに気付かないこともあります。

さらに、スクール・セクシュアル・ハラスメントは、大人と子ども、指導する側と指導される側という関係のもとで起きるため、児童生徒は拒否し難く、逆に、教職員は「嫌がっていないから、これはセクハラではない」と誤解してしまいます。

スクール・セクシュアル・ハラスメントは、児童生徒に深い心の傷を与えるだけでなく、その後の成長にも大きな影響を与える行為であり、児童生徒の個人としての尊厳や人権を著しく侵害する行為です。また、セクシュアル・ハラスメントを受けた時には気付かなくても、成長に伴い、自分に起きたことを客観的に判断できるようになったときに、深い心の傷が生じることがあることを常に念頭においておかなければなりません。加えて、児童生徒、保護者のみならず社会全体の公教育に対する信頼を著しく失墜させるものです。

<学校における防止のための具体的方策>

スクール・セクシュアル・ハラスメントを未然に防ぐために学校においては、以下のような取組が必要です。

- 教職員を対象にした鋭い人権感覚を養うための研修の充実
- 校内体制の整備（相談窓口の設置）と児童生徒・保護者等学校に関わる全ての者への周知の徹底
- 児童生徒を対象にしたスクール・セクシュアル・ハラスメント防止のための教育
- 保護者等を対象にしたスクール・セクシュアル・ハラスメント防止のための取組の情報発信
- スクール・セクシュアル・ハラスメント自体についての研修の充実
 - ・具体的な事例や処分内容等を通しての共通理解
 - ・セクハラが児童生徒に及ぼす影響（深い心の傷や痛みをもち、人間不信や学習意欲の低下等を招き、その後の成長にも大きな影響を与えることなど）、被害児童生徒の心のケア、児童生徒から相談があった場合の対応についての共通理解
 - ・法令や児童の権利に関する条約等についての理解
 - ・障がいのある児童生徒の指導や支援の方法等において、セクハラとの関連についての共通理解 等
- 教室等施設の環境整備
 - ・学校内でスクール・セクシュアル・ハラスメントが起りやすい場所はないか点検すること
 - ・窓ガラスにポスター等の掲示物を貼らないようするなど、できる限り外からも見えやすい教室等にすること
 - ・スクール・セクシュアル・ハラスメントが発生しやすいと考えられる場所については児童生徒・職員へ注意喚起するとともに管理職の校内チェックを実施すること 等

【心構え】

性に関する言動の受け止め方には、個人差があり、親しさを表すつもりと言動が相手には不快に思える場合があります。勝手な憶測や思い込みをせず、相手が嫌がっていることがわかったら、繰り返してはいけないし、相手からの明白な意思表示があるとは限らないことも認識しておかなければなりません。

そこで、次のことに心がけましょう。

- (1) 職員一人一人が、身近な言動を見直し、互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係を醸成しましょう。(「しない」「させない」「見逃さない」という環境づくり)
- (2) 児童生徒の心身の発達特性を考慮し、適切な言動に心がけましょう。
- (3) 職場において、「人格を尊重し合うこと」「互いが大切なパートナーであるという意識をもつこと」「相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと」「性別による優劣をなくすこと」への認識を深めましょう。
- (4) もし、セクシュアル・ハラスメントが起きた時は、「人権にかかわる問題が発生した」という認識をもって対処し、被害を受けた者の救済を最優先に考え、組織的に対応しましょう。

【校内相談体制等の充実】

「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」では、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めています。

具体的には、校長の責務、職員の責務等を定め、別にセクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針も記載してあります。

また、平成24年7月6日の一部改正では、セクシュアル・ハラスメント相談員は、「校長、副校長、教頭、事務長及び校長が指名する男女各1名の職員、並びに保護者の中から校長が指名する2名の者」とし、相談員全員の氏名については、「職員、児童生徒、保護者等学校に関わる全ての者への周知を徹底するものとする。」としました。

なお、職員を監督する地位にある者は苦情相談の報告を受けた場合、県立学校においては、教職員課まで速やかに報告し、苦情相談の有無については、毎月、定期的に報告することになっています。

さらに、校長は、セクシュアル・ハラスメント防止及び排除を図るため、職員に対し、必要な研修を実施する等その趣旨の徹底に努めなければならないとしています。

【関係法令・通知等】

「刑法第174条～第178条」

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」

「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」 宮崎県条例27号 昭和52年 7月28日

「公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例」 宮崎県条例74号 平成11年12月24日

「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について」

教育長通知 平成12年 4月17日

「教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等セクシュアル・ハラスメントの防止について」

教育長通知 平成16年 3月12日

「「パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」の制定等について（「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」の一部改正を含む）」 教育長通知 平成24年 7月 6日

3. パワー・ハラスメントについて

パワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為です。

また、学校では、教員と児童生徒という関係においても起こりえます。児童生徒にとって逃げ場のないものであるという認識をもって、指導にあたらなければなりません。

《事 例》

中学校のA教諭は赴任した中学校で、校長から「役立たず」などと度々、大声で叱責され、精神的ダメージを受けていた。8月末、A教諭が職務を優先させるために、教頭昇任試験を受けないと校長に伝えたところ、「辞表を書け」「おれに恥をかかせる気か」などと怒鳴られたという。

A教諭は、出勤できなくなり「抑うつ状態」と診断された。

市教委は、「校長の言動は、パワー・ハラスメントに該当する」との見解を公表し、教諭の精神疾患との因果関係を認めた。さらに「独善的で職務遂行の適格性を欠いている」として、校長を教諭職に降任する分限処分にした。

☆ 何が問題なのでしょうか ☆

- パワー・ハラスメントを受けた者の心の痛みを、自らの問題として受け止める感性と、個人の尊厳を守り、人格を尊重していく姿勢に欠けていたこと。
- パワー・ハラスメントは、本人が自覚していない場合が多いとされています。したがって、職員一人一人がお互いの言動について指摘し合えるような雰囲気づくりが醸成されていなかったこと。
- 職場内に、パワー・ハラスメント等に関する正しい理解を図る等の防止策がなかったこと。

☆ どうしたらよいのでしょうか ☆

- パワー・ハラスメントについての研修を行い、正しい理解と防止に努め、職員一人一人が、身近な言動を見直し、互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係を醸成しましょう。また、校内の相談体制を機能させるのも、重要です。

研修の資料(ビデオ・図書等)については、宮崎県人権同和対策課までお問い合わせください。【電話0985-32-4469】

【基本的な心構えとして、次の事項をしっかりと認識しましょう！】

- (1) パワハラは、人によって受け止め方が異なるので、受け止める相手の立場に立った判断が重要であること。
- (2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- (3) パワハラに当たるか否かについて、相手からいつも明確に意思表示（拒否、抗議等）があるとは限らないこと。
- (4) パワハラとは、職員個人間のトラブルではなく、職員の勤務環境を悪化させる職場の問題として認識すること。
- (5) 職場でのパワハラにのみ注意するのでは不十分であり、レクリエーションや懇親会等、職場外においても十分注意すること。
- (6) 児童生徒やその保護者など、職員がその職務に従事する際に接することとなる職員以外の者及び委託契約又は派遣契約により同じ職場で勤務する者との関係にも十分注意すること。
- (7) パワハラは、上司から部下に対するものだけではなく、同僚同士、部下から上司などの場合も起こりうるので注意すること。



★ 学校以外の相談窓口として、下の機関があります。

<input type="checkbox"/> ふれあいコール(県教育研修センター)	0985-38-7654、	0985-31-5562		
<input type="checkbox"/> 県人権啓発センター相談	0985-26-0238		<input type="checkbox"/> こころの電話相談	0985-32-5566
<input type="checkbox"/> 法務局人権擁護課	0985-22-5124		<input type="checkbox"/> 人権相談ダイヤル	0570-003-110
<input type="checkbox"/> 女性の人権ホットライン	0570-070-810		<input type="checkbox"/> 子どもの人権110番	0120-007-110

【類似の例として】

- (1) 学級担任が日常の生活態度について指導中、「お前なんか学校に来るな。」「進学できなくするぞ。」などの言葉を浴びせた。その後、生徒は教室へ入れない状態になった。
- (2) 職務上の指導中に、頻繁(不必要)に怒鳴りつけたり、叱責したりする。「辞めれば?」「死ね!」などと言う。
- (3) 仕事の中味を細かくチェックするなど必要以上に干渉したり、無視したりする。

【パワハラの実態類型】

- 「身体的な攻撃（暴行・傷害）」
- 「精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）」
- 「人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）」
- 「過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害）」
- 「過小な要求（業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）」
- 「個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）」

など

【関係法令・通知等】

「パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」の制定等について

(平成24年7月6日付け 教育長通知)

4. 体罰について

学校においては、児童生徒に対する教育上の必要性や学校の秩序維持のため、叱ったり立たせたりするような行為を行うことができます。しかし、身体に対する侵害を内容とする懲戒や肉体的苦痛を与えるような懲戒は、体罰として厳に禁止されています。(学校教育法 第11条)

教員等(校長及び教員)が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰にあたるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。しかし、その懲戒の内容が身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座や直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当します。

《事 例》

- ① 授業中、私語を止めなかった生徒を指導した際、生徒が反抗的な態度を取ったため、所持していた紙ファイルで右頬を叩いた上、腰の部分をも右足の甲で2回蹴り、生徒の下唇の内側にけがを負わせた。
- ② 合唱コンクールの練習に真剣に取り組まない生徒を教室前の廊下において指導する際に男子生徒の右大腿部を1回蹴り、生徒の右大腿部に握りこぶし大のあざができた。

☆ 何が問題なのでしょうか ☆

- 一時的な感情に支配されて、体罰を行っていること。
- 体罰による指導は、正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に対して、力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生むおそれがあること。
- いかなる場合においても、身体に対する侵害(殴る、蹴る等)、肉体的苦痛を与える懲戒(正座や直立等特定の姿勢を長時間保持させる等)を行ってはならないこと。

☆ どうしたらよいのでしょうか ☆

- 児童生徒の言動に、カッとせず冷静さを保つ。
- 児童生徒に対して力による服従や、一方的な制圧で、指導の結果をすぐに求めない。
- 安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておく。
- 児童生徒の指導で困難を感じる時は、複数の教職員で指導できるよう協力体制を構築する。



【類似の例として】

- (1) 体育の授業後に授業中に禁止している飛び込みを行った生徒を指導した際、手で生徒の胸を突き飛ばしてプールに落とし、上がってくるところを再度、足の裏で生徒の右肩付近を蹴り、プールの中に落とした。
- (2) 部活動中の怠慢な行動と以前から注意していた生徒寮での下級生への理不尽な強要を併せて指導した際、大声で、「まだこんなことをやっているのか。」「何でわからんのか。」と叱責し、正面から生徒の左頬を右手の平で2回叩いた。

【基本的な考え方】

体罰は、児童生徒の心身に苦痛を与える人権侵害であるとともに、保護者や地域の学校教育に対する信頼を著しく損なう行為です。全ての教員等が、日頃から児童生徒との好ましい人間関係の醸成に努め、常に児童生徒への接し方や指導に問題はないか、学級内に悩みや問題を抱えた児童生徒はいないか、児童生徒一人一人にそった対応ができていないか、さらに、学校が組織体として十分機能しているか等学校教育全般にわたって真摯に見直し、体罰未然防止に不断の努力をしなければなりません。

【研修の充実】

- 宮崎県教育委員会が平成21年10月に作成した、「体罰ゼロの学校づくり 宮崎県から体罰をなくそう」の冊子や県教育研修センターのホームページに掲載されている研修事例、平成25年3月に作成した「不祥事発生の背景・原因と防止対策について」を活用し、研修の充実を図る。
- 単に訓示的なやり方ではなく、教職員の本音を出し合いながら、体罰防止について考え、共通理解を図る手立てを講じる。
- 職員に対して体罰に関するアンケートを実施する。体罰に関する自己チェック表などで自己を振り返らせる。全員参加型の研修を実施する。など、様々な具体的な方策を考え、教職員の心に響く指導に努める。

【関係法令・通知等】

「刑法 第204条、第208条」

- ・ 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。(傷害罪)
- ・ 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金又は拘留もしくは科料に処する。(暴行罪)

「民法 第709条」

- ・ 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。(治療費や慰謝料など)

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」 文部科学省 平成19年2月5日

「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」 同上

「児童生徒の指導における体罰防止の徹底について」 教育長 平成25年1月18日

5. 諸表簿及び個人情報等の管理について

学校教育法施行規則第28条、県立高等学校管理運営規則第108条、県立特別支援学校管理運営規則第106条、県立中等教育学校管理運営規則第105条、及び当該市町村立学校管理運営規則等で規定されている諸表簿については、各学校において備え付けなければならないものであり、その取扱いについては特に厳正にしなければなりません。

また、学校において備え付けなければならない諸表簿ではなくても、児童生徒の個人情報保護に関する重要性の観点から、児童生徒の通知票や成績表等の情報に関する内容の取扱いについては、特に注意が必要です。

《事 例》

- ① A教諭は、指導要録の提出期限が過ぎていたことから、無断で自宅に持ち帰った。土曜日に記入をしていたが、夕食のため飲食店に出かけ、買い物を済ませて3時間後に帰宅すると、窓が破られており、貴重品とともに指導要録もなくなっていた。
- ② B教諭は、土日に自宅で仕事をしようと思い、担任教科の成績一覧や生徒名簿等を私物のUSBメモリにコピーして持ち帰り、処理が終わると自宅のパソコンから学校で使用しているメールアドレス宛てにメールで送信した。数か月後、USBメモリが見当たらないことに気づき、家じゅうを探したが見つからなかった。
- ③ C事務主査は、現任校に在任中の3年間、備品台帳の整備や備品の所在確認を怠っていた。異動内示があったため、あわてて整備しようとしたが間に合わず、現品との突合作業もできなかった。その後、備品台帳と現品の数に過不足が複数あることが分かった。
- ④ D教諭は、教え子からの誘いを受けて同窓会に参加した。昔話で盛り上がるうち、教え子のEさんのことが話題となり、Eさんの家庭環境について話をしてしまった。
- ⑤ F教諭は、部活で頑張っている生徒の様子を撮影し、応援のコメントを付けてSNSに画像をアップした。後日、保護者から苦情があった。

☆ 何が問題なのでしょう ☆

- 事例①・・・指導要録は、学校に備え付けなければならないとされているにもかかわらず、学校から持ち出したこと。
- 事例②・・・取扱いの簡便さから私物であるUSBメモリにデータをコピーして学校から持ち出したこと。また、機密データを安易にメールで送受信することも誤送信などの危険がある。
- 事例③・・・適時にその都度備品台帳への登載をせず、加えて定期的な備品の所在確認を行わなかったこと。
- 事例④・・・職務上知り得た秘密を不用意に話してしまったこと。重大な結果に結びつく恐れがあることなど、危機意識が欠如していたこと。
- 事例⑤・・・良かれと思ってしたことが、個人のプライバシーを侵害してしまったこと。

☆ どうしたらよいのでしょうか ☆

- 学校に備え付けなければならないとされている諸表簿は、校外に持ち出さない。
- 学校に備え付けなければならない諸表簿でなくても、個人情報を含むものは、学校から持ち出さない。
- インターネット上に流出したデータを回収することは事実上不可能であるため、ウェブ上への掲載やメールの使用については個人で判断せず、ルールを厳守する。
- 諸表簿等の整理は溜めこまず、処理手続きの流れを決めて漏れなく行う。時期を逃すと余計な労力と時間がかかるために、さらに余裕がなくなり、別のミスを誘う。
- 教職員が保有している情報は、そのほとんどが個人情報や職務上の秘密に当たることを深く認識し、情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

【留意すべき諸表簿等】

- 学校に備え付けなければならない諸表簿
指導要録、入学者選抜及び成績考査に関する表簿など
- 学校に備え付けなければならない諸表簿ではないが、取扱いに注意を要するもの
通知票、成績表、卒業式・入学式における児童生徒の名簿、学級連絡表など

【留意すべきその他の事例】

- 学級連絡表（緊急連絡網）
配付前に、保護者の同意を得るなど配慮が必要である。配布後も、安全管理が図られるよう学校で指導する。
- 成績一覧表
いかなる場合も、生徒の氏名を載せたままで配付しない。進路指導の資料として、匿名で使用する場合でも、個人が特定できないよう配慮が必要である。

【関係法令・通知等】

「卒業式・入学式等における児童生徒の名簿の取扱い等について」

教育長通知 平成13年 2月14日

「県立学校における生徒等に関する電子個人情報の適切な取扱いについて」

教育長通知 平成17年 1月27日

「公簿・諸表簿等の管理の徹底について」

教育長通知 平成17年 7月13日

「学校における児童生徒等の個人情報管理の徹底について」

教育長通知 平成17年10月21日

「個人情報の管理の徹底について」

教育長通知 平成20年 4月21日

「職員の情報セキュリティ意識の徹底について」

教育長通知 平成22年 5月21日

6. 財務事務における不正処理について

学校で執行される経費については、国や地方公共団体（県、市町村）の予算で賄われる「公金」と、宮崎県教育委員会準公金等取扱規程で規定される「準公金」があります。

「準公金」には、P T A会計など保護者からの徴収金で運営されるもののほか、教科部会や各種協議会の会計など、職員が職務上取り扱うものがすべて含まれます。

「公金」・「準公金」ともにその用途を明確にし、証拠書類等の関係書類の整備を行い、適正に執行することで、間違いのない事務処理に留まらず、説明責任を果たせるよう努める必要があります。

《事 例》

- ① 県立高校の教諭が生徒の教材費や資格試験の検定料を着服した。
- ② 中学校の教諭が顧問をしている部活動のユニフォーム代金を生徒から預かり、代金の一部を自分の飲食代に充てていた。
- ③ ○○研究会の会計を担当している教諭が、会費等の一部を着服した。
- ④ 小学校の事務職員が給食会計の領収書を改ざんし、給食費を着服した。
- ⑤ 中学校の事務職員が就学援助費の処理を滞り、年度末保護者からの問い合わせで、定期的に振り込まれていないことが発覚した。
- ⑥ 県立学校の事務職員が学校発注に見せかけ備品を業者からだましとった。
- ⑦ 県立学校に夜間、不審者が侵入し、教諭の机から現金（私費）が盗まれた。

☆ 何が問題なのでしょうか ☆

- ①、②、③ … 教諭が、通帳や口座の印鑑を持つなど、いつでも自由にお金を引き出せる状況であったことや代金の徴収方法等に問題があったこと。
- ④、⑤ …………… 会計事務を事務職員一人で行っており、学校も任せっきりであったこと。
- ⑥ …………… 支出事務を一人で行っており、管理職及び事務室内の複数職員による確認体制が整備されていなかったこと。
- ⑦ …………… 現金（公金または準公金）を個人の机で保管しており、それが常態化していたこと。

【公金、準公金の執行における留意事項】

(1) 公金

- 関係法令（財務規則等）に基づいた執行を行うこと。
- 執行にあたっては、担当者以外の者によるチェック体制を整え、定期的に確認すること。
- 物品（消耗品、備品）等の購入にあたっては、在庫をチェックし、計画的かつ適切な購入を図ること。
また、必ず事務担当者と協議を行い、個人の判断のみでの購入は行わないこと。
- 出張（旅費）については、必要最小限の人数、日程に努めること。
- 会計に関する研修会を実施し、職員の意識向上を図ること。

(2) 準公金

- 会計処理は公金に準じた取扱いを行うこと。
- 予算、決算は、保護者など関係者に対して十分な説明を行うこと。
- 必要性を十分検討し、保護者の負担軽減に努めること。

- 複数の職員によるチェック体制を整え、定期的に確認を行うこと。
- 公金と準公金の負担区分を明確にし、安易に準公金の執行に頼らないこと。

〔準公金における不正処理の未然防止のために〕

- 金融機関に口座を設けて通帳による現金の出納を行い、常に収支が確認できるようにすること。
- 通帳の名義（印鑑）は学校長やP T A会長等組織の代表者とし、通帳の保管・管理は厳重にすること。（担当者のみで口座を管理することがないようにする）
- 執行についていつでも明確な報告ができるよう、通帳や関係書類（領収書等）を整理し、チェックしておくこと。
- 一時的であっても、流用は絶対にしないこと。
- 現金は、速やかに金融機関等へ預け入れ、学校で保管しないこと。

〔学校指定物品等の購入に関する留意事項〕

- 学校指定物品や教材等の購入に関して、用品や業者選定に当たっては、個々の職員の独断で決定することのないようにし、選定委員会を設けるなど校内での採択の方法や購入手続きを明確にすること。
- 保護者負担の軽減及び透明性確保の観点から、価格決定の際は、複数の業者による見積り合わせや入札等を行うこと。

【職務外の経費】

職員の親和会・親睦会費、職員旅行積立金などの職務外の経費についても、口座の管理等「準公金」に準じた取扱いをすることが必要です。

【利害関係者との不正の防止】

公務員に対する県民の信頼を確保することを目的として、宮崎県教育庁及び教育機関（県立学校を含む。）に勤務する職員に対し、宮崎県教育庁等職員倫理規程（平成20年4月1日施行）が制定されました。（ただし、臨時又は非常勤講師を除く）

同規程では、職員の遵守すべき倫理行動基準や、職務上利害関係者となる者との規律、職務に係る倫理の保持を図るための職員の責務等を定めております。

- 利害関係者

教職員に係わる利害関係者を例示すると以下のとおりです。

- 学用品、事務用品等の取扱い業者
- 制服、体操服、カバン等学校指定物品や実験用用具、副教材等の取扱業者
- 遠足、修学旅行あっせん業者、卒業アルバム製作者 など

※ 現在の職において職員との間で利害関係者となった者については、職員が異動してからも**3年間**は原則として利害関係者であるものとみなされます。

○ 利害関係者との間における禁止行為

職員は、次に掲げる行為を行うことはできません。

なお、例外が規定されていますので、詳細は規程を参照してください。

- (1) 利害関係者の負担で飲食をすること。
- (2) 利害関係者から、金銭、物品又は不動産（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものも含まれます。）の贈与を受けること。
〈例〉物品購入の際に、業者からビール券等を受け取ったり、手数料を要求したりする。
〈例〉学校行事(体育大会等)や忘年会において、業者からビール等の贈答を受ける。
- (3) 利害関係者から金銭・物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から無償の役務（サービス）の提供を受けること。
〈例〉タクシーによる送迎を受ける。社用車等に送迎させる。
- (5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
- (6) 利害関係者と供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊戯又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行をすること。
※(7)、(8)の事項は自己の費用を負担してもできません。
- (9) 利害関係者に要求して第三者に、上記(1)～(8)の行為をさせること。

○ 利害関係者以外の者等との間における禁止行為

職員は、利害関係者に該当しない事業者等又は保護者であっても社会通念上相当と認められる程度を超える供応接待や財産上の利益の供与を受けたり、飲食物の料金等をその場に居合わせない事業者等に支払わせることはできません。

【関係法令・通知等】

「学校納入金等の適正な執行管理について」	教育長通知	平成18年3月 3日
「財務の適正化について」	教育長通知	平成19年4月22日
『「学校徴収金等取扱マニュアル」について』	教育長通知	平成19年5月16日
「宮崎県教育庁等職員職員倫理規程の運用について」	教育長通知	平成20年3月31日
「宮崎県教育庁等職員職員倫理規程について」	教育長通知	平成20年4月 8日
「宮崎県教育委員会準公金等取扱規程」	平成23年1月27日教育長訓令第1号	
「宮崎県教育委員会準公金等取扱規程の運用について」	教育次長通知	平成23年1月27日

7. 諸手当認定について

諸手当認定については、認定当初からの認定誤りや認定後の事実の変化による手当の追給・戻入が発生しています。

職員は、条例・規則に基づいて諸手当の認定・支給に係る事実（支給要件の具備・変更・喪失等）が生じた場合は、すみやかに所属長を経て認定権者に届け出なければなりません。

諸手当に係る制度等について、所属職員への周知徹底を図り、適正な認定事務を行うとともに、諸手当受給者の現状等を把握し、定期的な事後確認を行う必要があります。（「諸手当認定事務のてびき」及び「諸手当認定事務処理要領」を参照すること。）

《事 例》

配偶者及び子2人（内1名は21歳大学生、1名は17歳高校生）を扶養している職員について、平成〇年11月の年末調整時に、大学生の子がアルバイトをしていることがわかった。過去に遡り、所得証明書等により確認した結果、平成△年4月から扶養親族の年間所得限度額（130万円）を超えていることが判明し、大学生の子に係る扶養手当を戻入することになった。

扶養手当額 配偶者 13,000円、子2人 23,000円（特定加算2人）

※ 1人につき、6,500円

（満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子は1人につき5,000円加算）

扶養手当戻入額

448,500円（平成△年4月から平成〇年11月までの給与、
期末手当で支給済みの39か月分を戻入する）

※ 過年度分については、現金で一括納入することになります。（例月給与での相殺はできません。）

☆ 何が問題なのでしょうか ☆

- 職員は、大学生の子がアルバイトを始めたことを把握していなかったこと。また、年間どの程度の収入になるかどうかの確認を行っていなかったこと。
- 認定権者は、職員の扶養親族について、扶養手当の認定後も引続き支給要件を具備しているかどうかの確認を行っていなかったこと。

☆ どうしたらよいのでしょうか ☆

- 職員は、届出後、扶養親族の所得状況等届出内容が変化した場合は、すみやかに所属長を経て認定権者に届け出る。
- 認定権者は、認定後も届出内容について、適宜、事実の確認を行う。
例えば、全職員に対して、現在認定している諸手当に係る各届出の状況と現況に相違がないかどうか、定期的に確認を行わせる。

扶養手当については、年に1回年末調整を実施する時期等に併せて、扶養親族の年間所得限度額（130万円）の確認を行う。

8. 政治的行為・中立性について

平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられました。これらの改正法に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することになります。高等学校等においては、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行う必要があります。

他方で、学校は、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が児童生徒に与える影響がきわめて大きいことなどから、政治的行為に関しては、関連法令によって制限があることに十分留意することが必要です。政治的行為の制限は教員の身分上の義務ですので、勤務時間の内外を問わず適用されることになります。

☆ どんな制限があるのでしょうか ☆

- (1) 公教育の中立性という観点から、学校における党派的な政治教育活動の禁止

【教育基本法第14条第2項】

「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」

- (2) 公務員の全体の奉仕者としての立場からの政治的行為の制限

地方公務員法第36条により、一定の政治的行為が禁止されています。

これは、公務員が全体の奉仕者として政治的に中立であることを求められる、公務員たる身分に基づくものです。

さらに、教育公務員の政治的行為の制限は教育公務員特例法等により、より厳しいものとなっています。具体的には、地方公務員にはその勤務地域外の政治的行為が一部認められているのに対し、教育公務員の制限は勤務地域の内外を問わず全国に及んでいます。

このほかに、選挙の公正を確保する観点から、公職選挙法により制限される行為があります。

公務員の地位を利用した選挙運動の禁止（第136条の2）や学校長及び教員が児童生徒等に対する教育上の地位を利用した選挙運動の禁止（第137条）等がこれにあたります。

☆ どんな行為が禁止されているのでしょうか ☆

1 候補者の推薦等

- 特定の候補者の当選を図るため、PTA等の会合の席で、その候補者の推薦を決定させること。

- 教員等の地位を利用して、投票の周旋勧誘（いわゆる票の割り当て等）を行ったり、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与したりすること。
- 特定の候補者を支持するため、教員等の地位を利用して、その候補者の後援団体を結成したり、その団体の構成員となるように勧誘したりすること。

2 投票の依頼又は勧誘

- P T A等の会合の席上で特定の候補者へ投票するよう依頼すること。
- 学校における児童生徒及び保護者に対する面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名を挙げること。
- 家庭訪問の際に、特定の政党や候補者に投票するよう勧誘すること。
- 選挙運動員として、候補者の自動車などに乗り、投票を呼びかけること。
- 教職員としての地位を利用して電話で投票を依頼すること。

3 署名運動

- 特定の政党や候補者の名を挙げて、賛成又は反対の署名運動をしたり、その署名運動に協力するよう勧誘したりすること。

4 デモ行進

- 特定の政党又は候補者などを支持し又は反対するためのデモ行進のような示威運動を企て、指導し、又は援助すること。
- 選挙運動のために、自動車を連ねたり、隊伍を組んで歩くなど氣勢を張ること。

5 新聞、雑誌、ビラ等

- 特定の政党や候補者などを支持し又は反対するために書かれた新聞、雑誌、ビラ等に関して、次のような行為をすること。
 - ア 発行すること。
 - イ 回覧に供すること。
 - ウ 掲示し又は配布すること。
 - エ 多数の人に朗読して聞かせること。
 - オ 以上の用に供するために著作し又は編集すること。
- 特定の政党の機関紙や刊行物の発行、編集、配布又はこれらの行為の援助を行うこと。

6 広告、ポスター、あいさつ状等

- 選挙用ポスターを、貼ってまわること。
- 受持ちの児童生徒に、上記のポスターを貼らせること。
- 特定の政党や候補者を推薦する保護者あての文書を、児童生徒に持ち帰らせること。
- 選挙運動期間中、政党、候補者あるいはその家族、選挙運動員などの名を記載した年賀状 暑中見舞状などのあいさつ状を配ったり、掲示したりすること。
- 「〇〇候補者の当選を期す。」というようなポスターなどを、職員室の壁にはること。

- 以上の例のほか、選挙期間中、文書などの配布又は掲示の禁止の規制を免れる行為として、いかなる名義をもってしても、政党や候補者の名を記載した文書（推薦のお礼のポスターなど）を配ったり、掲示したりすること。
- 選挙運動用のポスターや葉書に、推薦人として、肩書を付して名前を連ねること。

7 演 説 等

- 選挙運動のための個人演説会又は街頭で演説すること。
- 不特定多数の人に対し、特定の政党や候補者を支持し又は反対する意見を述べること。
- 選挙運動のための個人演説会などで、ピケを張ったり、必要以上にやじったりして妨害すること。（集団で行えば更に重い罰則がある。）

8 資 金 カ ン パ

- 特定の政党、候補者などを支持し若しくは反対するために資金カンパを求め、又はそのような資金カンパの計画立案に参加し、又はその集金を援助すること。

9 そ の 他

- 選挙運動のために放送設備（たとえば校内放送設備）を使用すること。
- 受持ちの児童生徒の保護者が候補者、選挙運動員又は有権者であるとき、担当教員である地位を利用して、これらの者を脅迫すること。
- 勤務時間中において、いわゆる紹介者カードの記入、作成等の職務と関係ない行為を行うこと。
- 勤務時間の内外を問わず、選挙運動等のために、公の設備である学校の電話・ファックス・パソコン・コピー機等を用いること。

選挙運動等の禁止制限規定に違反する行為は、公務員の服務義務違反として懲戒処分の対象となるばかりでなく、刑事上の処分の対象となります。

☆ 高等学校等における政治的教養の教育において留意すべきことはどんなことでしょうか。☆

- 学習指導要領に基づき、校長を中心としての指導計画を立てること。
- 一つの結論よりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であること。
- 教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。
- 学校内外を問わず地位を利用した結果とならないよう留意すること。

☆ 高等学校等における生徒による政治的活動等で留意すべきことはどんなことでしょうか。☆

1 生徒の政治的活動等について

- 公職選挙法の改正等を踏まえ、高校生が、国家・社会の形成に主体的に参画していくこと

が期待されます。

- 高等学校等が教育を目的とする公的な施設であることを踏まえると、高校生の政治的活動は、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けます。

2 学校内で行われる政治的活動等について

- 授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動を利用して、政治的中立性が確保されない選挙運動や政治的活動を行うことは禁止することが必要です。
- 放課後や休日等であっても、学校内での選挙運動や政治的活動については、
 - ア 学校施設の物的管理の上での支障
 - イ 他の生徒の日常の学習活動等への支障
 - ウ 学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう制限又は禁止することが必要です。

3 学校外で行われる政治的活動等について

- 18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことが認められることとなります。
- 高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待されます。
- 生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、注意事項等を周知する必要があります。
- 学校外での政治活動等は、家庭の理解のもと、生徒が判断し行うものですが、学校・家庭・地域が十分連携していく必要があります。

- 禁止することが必要であること
 - ア 違法なもの、暴力的なもの
 - イ 違法若しくは暴力的な政治的活動等になる恐れが高いと認められるもの
- 制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること
 - ア 生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合
 - イ 他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合
 - ウ 生徒間における政治的対立が生じるなどして学校の円滑な実施に支障があると認められる場合

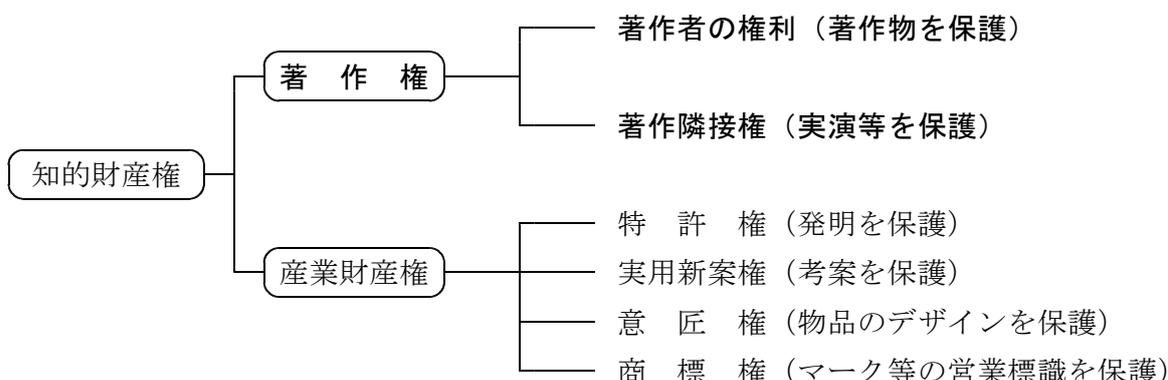
【関係法令・通知等】

「教職員等の選挙運動の禁止等について」	文部科学副大臣通知	平成23年2月18日
「教職員等の選挙運動の禁止等について」	教育長通知	平成23年2月28日
「教職員等の選挙運動の禁止等について」	文部科学事務次官通知	平成26年11月25日
「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」	文部科学省初等中等教育局長通知	平成27年10月29日

9. 著作権について

「著作権」は、下の図のとおり、「知的財産権」の中に含まれます。

「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して、「他人に無断で利用されない」といった権利を付与する制度です。



※ 近年、知的財産権の対象は拡大される傾向にあり、今後、上記以外にも様々なものが権利の対象となる可能性があります。

また、知的財産を重視していく観点から制度の見直しが行われており、著作権法は毎年のように改正されています。

【学校における例外措置とは】

小説、絵、音楽などの作品をコピーする際、学校などの教育機関においては、その公共性から例外的に著作権者の了解（許諾）を得ることなく、一定の範囲で自由に利用することができます。

【学校における例外措置の主なもの】

- (1) 教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために他人の作品をコピーし配付する場合
インターネットを通じて得た著作物をダウンロードしたり、プリントアウト・コピーして教員等が教材作成を行ったり、学習者が教材としてコピーしたものを他の学習者に配付して使うような場合も含まれます。 【著作権法第35条第1項】

著作権者の了解なしに利用できるための条件

- ① 営利を目的としない教育機関であること。
- ② 授業等を担当する教員等やその授業等を受ける児童生徒が複製すること。
- ③ 本人（教員又は児童生徒）の授業で使用すること。
- ④ 複製は、授業で必要な限度内の部数であること。

- ⑤ 既に公表された著作物であること。
- ⑥ その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと。(ソフトウェアやドリルなど、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものをコピーする場合等は対象外)
- ⑦ 慣行があるときは「出所の明示」が必要。
 - ※ 「出所の明示」は、複製又は利用の態様に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、著作物の題号、著作者名及び出版者名などを明示しなければなりません。なお、「出所の明示」の義務に違反した場合には、罰則が適用されます。

(2) 学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述(朗読等)する場合
【著作権法第38条第1項】

【学校での音楽利用の注意点】

(1) 学校内の行事をCDやDVDなどに録音・録画して配付する場合

近年、卒業記念や吹奏楽・合唱のクラブ活動の思い出に、著作物となる楽曲等を利用した記念CDやDVDを制作される学校が増えています。授業のための必要な範囲での複製は自由利用が認められています(著作権法第35条)が、卒業記念等で制作し、生徒たちに配布する録音物・録画物は、明らかにこれには該当せず、著作権の手続きが必要となります。

(2) 学校のホームページで、音楽を流す、歌詞を掲載する場合

学校のホームページで、著作物となる楽曲等について、「音楽を流す」「歌詞や楽譜を載せる」「合唱コンクールの演奏の様子などを動画で配信する」などで利用する場合には手続きが必要となります。

☆ 次のような事例は、例外措置になるのでしょうか ☆

《事 例》

- ① 教員が、ソフトウェアなどを児童生徒が使用する複数のパソコンにコピーした。
- ② 教員が、販売用のドリル教材などをコピーして配布した。
- ③ 教員が、ある放送局の歴史番組を録画して、社会科の時間に生徒に視聴させた。
- ④ 学校の運動会で、連載漫画の主人公を応援看板に描くことになった。
- ⑤ 学校の文化祭で、市販の脚本集から選んだ作品を用いて劇を発表することになった。

①、②…… 利用できるための条件「その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと。」に違反することになります。

③ ……… 授業で使うのであれば、問題ありません。

しかし、学校で必要と思われる放送番組を録画した上で校内にライブラリーを設置し、教員であれば誰でも利用できるようにするようなことまでは、許容されていません。

④ …… 運動会等の特別活動も授業と考えられるので、一般的には特例(第35条)の適用となり問題ありません。

しかし、運動会が終わった後も恒常的に掲示するなど当初の目的を超えた利用をする場合は、改めて著作権者の了解が必要となります。(第49条)

⑤ …… 非営利・無料・無報酬で脚本を上演する場合は、一般的には問題ありません。

しかし、この特例は、練習等のために脚本をコピーして生徒に配布することまで認めていないので、脚本をコピーする場合は、原則として著作権者の了解が必要です。また、部分的に脚本を書き直すことについては、著作者の意に反するような改変をすると、著作者人格権の一つである同一性保持権(第20条)の侵害になりますので注意が必要です。

【心がけなければならないこと】

教育や福祉など、「公益」のために仕事をしている場合は、例外規定の適用を受ける場面が多くなります。しかし、著作権の制限はあくまでも「例外」であり、「教育のためによいことをしているのだから、無断で利用できて当然」などという考えではなく、教職員一人一人が、著作権や特許等の知的財産権を侵害することがないように留意する必要があります。

また、自分たちが保有する権利もしっかりと管理し、他人による侵害を未然に防ぐようにしましょう。

【関係法令等】

○ 知的財産基本法 ○ 著作権法 ○ 特許法 ○ 実用新案法 ○ 商標法 ○ 意匠法

【参考文献等】

「学校における教育活動と著作権」

文化庁著作権課

「著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～」

文化庁長官官房著作権課 平成28年度

C R I C 公益財団法人著作権情報センター

(TEL 03-5348-6036)

J A S R A C 一般財団法人日本音楽著作権協会

(TEL 03-3481-2121)

10. 副業について

営利企業等の従事制限について

職員は、地方公務員法第38条によって、任命権者の許可を受けないで、営利企業の役員などを兼ねたり、営利目的の私企業を営んだり、報酬を受けて事務・事業に従事することは禁止されています。営利企業等に従事しようとする時間が短時間でも勤務時間外でも、許可は必要です。また、休職や停職期間中であっても同様に許可が必要です。

《事例》

A教諭は、親から空き地を相続した。A教諭は既にマンションを所有しているので、空き地に自宅を建てる必要はない。空き地は街の中心近くにあり、利便性の良いところにあるので、単身者向け賃貸アパート（10室）を建設した。立地の良さもあり、月々に一定の家賃収入が得られるようになった。

☆ 何が問題なのでしょう ☆

- 一定の規模以上の不動産を活用して、賃貸収入を得たこと。

☆ どうしたらよいのでしょうか ☆

- 賃貸することを目的に一定の規模以上のアパートや駐車場を建設（取得）し、そこから収入を得ることは、営利目的の私企業を営むことに該当することに留意しなければなりません。
- 「営利目的の私企業」とは、工業、商業、金融業等の業態を問わず、営利を目的としていれば農業も該当します。

【類似の例として】

- インターネットオークションに継続的に出品し、売上金を得る。

「人事院規則14-8の運用について」（平成26年9月30日）の一部改正に伴い、職員が不動産又は駐車場の賃貸を行う場合で、次のいずれかに該当するときは兼業の承認を必要とします。

- (1) 独立家屋の数が5棟以上若しくは保有戸室が10室以上
- (2) 土地の賃貸件数が10件以上
- (3) 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること
- (4) 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること
- (5) 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場
- (6) 駐車台数が10台以上
- (7) 賃貸料収入の額が年額500万円以上
- (8) 販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上

<許可の基準>

任命権者は、次のいずれにも該当しない場合は、許可ができます。

- ① 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

- ② 職員の占めている職との間に特別の利害関係があり、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがある場合
- ③ 職員の占めている職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがある場合
- ④ その他全体の奉仕者たる公務員として適当でないと認められる場合

<職員としての心構え>

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければなりません。また、安易に副業に従事することは、児童生徒・保護者の信頼を裏切ることにつながります。教職員の副業が発覚するのは、そのほとんどが外部からの通報であることから県民の関心の高さが分かり、職員が職務の中立性、公平性の確保に常に努めることが求められています。

<管理職としての心構え>

管理職の立場にある者は、普段から職員が、管理職や他の職員に相談しやすい環境をつくるよう心がけるとともに、児童生徒・保護者や県民から誤解を受けないように、職員に対して、営利企業等の従事制限について周知する必要があります。

兼職及び他の事業等の従事について

教育公務員特例法第17条では教育公務員が教育に関する他の職を兼ねたり、教育に関する他の事業・事務に従事したりすること（兼職兼業）が認められています。

<特例の趣旨>

教育公務員にこのような特例が認められている理由は、教育公務員が習得している知識・専門性について他の適任者を見つけることが困難な場合には、弾力的に兼職・兼業を認めることが望まれる場合があること、夏季休業や冬季休業など教育公務員に特有の勤務形態からそのような兼職等が認められる余地があること等によるものです。

ただし、任命権者が本務の遂行に支障がないと認める場合に限り認められるものです。

兼職兼業が認められない事例

次に掲げるものなどについては、公立学校の教職員としての公平性の確保の面から、兼職兼業は認めていません。

- ・ 予備校、学習塾、カルチャースクール等の講師となる。
- ・ 家庭教師をしたり、校内外の生徒を集めて塾を開いたりする。

兼職兼業が認められる事例

次のような場合は兼職兼業として認められることがあります。

- ・ 所属校の補習科で、週2時間程度の講師となる。
- ・ 大学や短大からの要請を受け、集中講義等の講師となる。

<朝課外等への従事に係る兼職兼業等について>

P T A等の学校関係団体が、生徒の進路実現を図るために勤務時間外に実施する補習や特別の講座等の事業については、「学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校に

おける会計処理の適正化についての留意事項等について（通知）」（平成24年5月9日付け文科初第187号）により、兼職兼業の手続を受けずに教育公務員が報酬を得て事業に従事することは、その職務の信頼性や公正性を損ねかねないこと、また、謝礼金等、名目はどのようなものであれ、教育公務員が受領した金銭については、報酬と見なさざるを得ないこととの統一的な見解が出されました。

このことを踏まえ、県立学校においては、それまでPTAの依頼により学校が実施していた勤務時間外における朝課外、放課後課外、土曜講座等については、平成24年7月から、以下のよう
に承認の基準を定めています。

- ① 校長が本務の遂行に支障がないと認めた場合であること。
- ② 職務の公正、中立性及び信頼性が確保され、職員の品位を損ねるおそれがないこと。
- ③ 勤務時間外にPTAが主催する朝課外等については、その内容や実施方法が、教育課程の一部として実施しているとみなさざるを得ないもの、自校の生徒が必ず参加しなければならないような運用が行われているもの、教育公務員の勤務時間と連続するなどの形で行われ、勤務時間中の職務と区別が明確でないものなどでないこと。
- ④ 報酬の額については、社会通念上妥当なものであること。
- ⑤ 兼職等の従事時間が1週間当たり10時間以内であること。
- ⑥ 委嘱者より事前に、校長及び教育長まで、正当な委嘱の申請がなされていること。

営利企業従事や兼職兼業については、教育公務員として、外部からいささかの疑念も抱かれることのないように留意してください。

【関係法令・通知等】

「人事院規則14-8の運用について」

人事院通知 平成26年 9月30日

「学校関係団体等が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について」

文部科学省通知 平成24年 5月 9日

「朝課外等への従事に係る兼職兼業等の取扱いの変更について」

教育長通知 平成24年 7月20日

「PTAが主催する朝課外等への従事に係る教育公務員特例法第17条の承認の基準について」

教育長決裁 平成24年 7月20日

「朝課外等への従事に係る兼職兼業等の取扱いに関する事務手続等について」

教職員課長通知 平成24年 8月21日

「朝課外等への従事に係る兼職兼業等の取扱いに関する事務手続等について」

教職員課長事務連絡 平成25年 3月29日

11. 検定申請中の教科書について

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たしている主たる教材であり、その採択にあたっては、教育委員会その他の採択権者の権限と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

また、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすことが重要となります。

そのため、文部科学省の検定申請中の教科書については、厳格な情報管理が求められており、その採択においては公正性・透明性の確保の徹底が必要となります。

《事 例》

- ① ある教科書会社の担当者が、「文部科学省の検定結果公表前の教科書（白表紙本）について意見がほしい」と、B教諭の自宅を訪問した。B教諭は、その教科書を閲覧した後に意見を述べ、謝礼を受け取った。
- ② ある教科書会社から、教科書採択の期間中（採択替えの年の4月～8月31日）に、A教諭に対し、「教科書に関する講習会を主催するので参加してほしい」との依頼があった。A教諭は、指導方法の工夫改善につながると思い、日曜日の開催でもあったことから、管理職にも相談せずに参加した。

☆ 何が問題なのでしょうか ☆

- 教科書会社は、文部科学省の教科書検定に申請してから、検定が終了し、その結果を公表するまでの間（採択替えの前年度）に、①のように、申請本（白表紙本）を他に見せることは禁じられています。
- また、①のように、教科書採択を勧誘するための営業活動（それと実質的に同視され得る活動を含む）に、検定申請本を使用することは一切認められていません。
- 教科書会社は、採択期間中（採択替えの年の4月～8月31日）において、教科書に関する講習会又は研修会等を主催したり関与したりしてはいけないことになっています。

☆ どうしたらよいのでしょうか ☆

- 教科書会社から、上記の事例のような働きかけがあった場合は、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるため、必ず管理職に報告することが大切です。また、その可否・手続き等について、法令、条例、規則等に従うとともに、教科書会社とも健全かつ適切な関係を保つ必要があります。
- 公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務すべき立場にありますので、金品や供応を受けることによって、県民や保護者からの信用を失墜させることがないように、

常日頃から留意しておかなくてはなりません。

【営利企業への従事制限及び兼職・兼業について】

- (1) 金品等が支払われるなど、営利企業への従事等を行おうとする場合、その時間が短時間でも勤務時間外でも、所属長をとおして事前に営利企業への従事等に係る許可申請手続きを行う必要があります。
- (2) 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ねたり、教育に関する他の事業・事務に従事することが認められていますが、その場合においても事前に兼職・兼業に係る許可申請手続きを行う必要があります。

【関係法令・通知等】

「教科用図書検定規則実施細則」	平成元年10月17日 文部大臣裁定（平成26年1月30日改正）
「教科書採択における公正性・透明性の確保について」	教育長通知 平成28年2月12日
「教科書採択における公正確保の徹底等について」	教育長通知 平成28年4月13日
「服務規律の保持について」	教育長通知 平成28年5月25日
「営利企業等の従事制限」	地方公務員法第38条
「兼職及び他の事業等の従事」	教育公務員特例法第17条

12. 学校における危機管理について

学校は常にさまざまな危機と向かい合っているといても過言ではありません。学校における危機的な状況としては、子ども自身の事件・事故、子どもと子どもの関係で起きる事件・事故、子どもと教師の関係で起きる事件・事故、保護者と教師との関係で起きる事件・事故、教師自身の事件・事故、災害等が挙げられます。

教職員の非違行為による不祥事が発生すると、学校は学校長を中心に最悪の事態を想定しながら、適切な対応をしていかなければなりません。例えば、児童生徒に対する「体罰」や「わいせつ行為」等の非違行為が発生したとします。正常な学校の運営を妨げるいろいろな問題が発生し、そのことに対応していくために、多くの時間を費やすこととなります。また、学校への信頼を失うことになれば、それを取り戻すためには、更に多くの時間と労力が必要となります。

そこで、私たち教職員は、学校ではいろいろな問題が発生するのは当たり前という認識の上で、危機的な問題へと発展する前に、それを予知し、その影響や被害を最小限にとどめる取組を組織的に行うことが大切になります。

☆ もし、あなたの学校で児童生徒に対する体罰やわいせつ行為等の非違行為が発生したら、どうなるでしょうか ☆

- 興味本位の噂や憶測による情報が広がり、事態の收拾や被害者等の心のケアが必要になる。
- 教員の指導に対し、他の生徒が素直に従わなくなり反抗的な態度を示すようになる。
- 当該教職員が職務につけない状態が続いたり、事態の收拾のために他の職員の負担が増加することで、授業や校務が滞るなどの影響が出てくる。
- 学校や地域のイメージダウンなど悪影響が出てくる。
- 保護者の不安感や学校への不信感が増大し、そのこと以外でも非難や苦情が出てくる。
- 児童生徒及びその保護者が警察に訴え、長期間裁判で争われることになる。(刑事告訴)

☆ どうしたらよいのでしょうか ☆

- 校長及び関係職員は、発覚後すぐに的確な対応を行う。
 - ・ 当該教職員に事実を確認し、正確な情報収集に努める。
 - ・ 教職員に非がある場合は、厳正に指導するとともに、素直に謝罪するなど、誠意ある対応を行う。
 - ・ 当該児童生徒の心のケアや人権を守ることを第一に考えた対応を行う。
 - ・ 県(市町村)教育委員会に速やかに報告を行う。
 - ・ 当該保護者の心情を考え、十分な説明や相談を継続的に行っていく。
- 校長のリーダーシップのもと、全職員による組織的な対応を行う。
 - ・ 全職員で必要な情報を共有し、問題点や対応の仕方について共通理解を行う。
 - ・ 児童生徒や保護者への様々な影響を考慮しながら、必要な対応を行う。

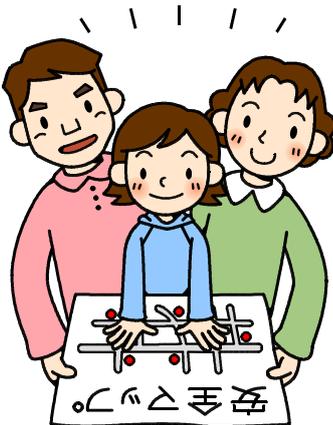
- ・ 正常な学校運営の維持に向け、全職員で校務を分担するなど協力した対応を行う。
 - ・ P T A 役員と協議し、共通理解を図りながら緊急保護者会などの対応を行う。
 - ・ 報道機関や P T A 等への対応は、全て窓口を一本化して誠意をもって行い、理解と協力を求める。
- 教育委員会や関係機関等と連携をとり、支援を受けながら対応していく。

・ ・ ・ 危機管理の基本は、人と人の信頼関係です。 ・ ・ ・

問題が発生したときの対応については、望ましい人間関係、信頼関係を崩さないことを常に基本に考え取り組んでいくことが大切になります。

特に危機的な状況に陥る可能性がある場合は、相手の気持ちや立場を尊重しながら対応していくことが大切です。

的確な危機管理への対応を行うためには、普段からの人間関係の中で、よりよい信頼関係を築いておこうとする考え方や態度を身に付けておくことが大切と言えます。



13. 宿泊を伴う行事等について

修学旅行や宿泊学習は、小学校では特別活動の学校行事における遠足・集団宿泊的行事に、中学校・高等学校では旅行・集団宿泊的行事に位置づけられた教育活動です。（特別支援学校においてはそれぞれの校種の学習指導要領に準ずる）また、保護者に経費負担を強いる教育活動でもあります。したがって、それぞれの領域の目標ならびに、各学校の教育目標の達成を目指す教育活動として意図的に計画される必要があります。

実施に当たっては、新しい学習指導要領の趣旨を生かすためにも、「幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実する」等の工夫をしていく必要があります。

一方で、業者の選定や経費に係る保護者とのトラブル、旅行中における教師や児童生徒の事故や事件、災害等、さまざまなリスクを生じかねない教育活動でもあります。

また、部活動においても、合宿や県外遠征など、宿泊を伴う活動が取り入れられることから、日頃から、管理職を含めて、危機の発生を未然に防止するための事前対策としてのリスク・マネジメントや、緊急事態発生時の対応や再発防止対策を含めたクライシス・マネジメントなど、十分な管理体制を確立しておく必要があります。

《事 例》

- 生徒 ① 学級の生徒から、「〇〇ちゃんとは同じグループになりたくない。」という相談があった。話を聞いてみると、実は前の学年のときに、〇〇ちゃんから陰湿ないじめを受けていたということである。旅行まであと1週間しかない。
- ② 同じ宿舎に泊まっている別の学校の先生から、「お宅の生徒さんが遊園地でうちの生徒を殴ってけがをさせたようなんですけど。」という連絡があった。
- ③ 宿舎から出発しようとしたところ、一人の児童が、血相を変えて「〇〇さんがおなかが痛いと言って、部屋で泣いているんですけど。どうしたらよいですか。」と訴えてきた。急いで様子を見に行ってみると、顔色が真っ青で、かなり具合が悪そうである。出発の時間が迫っている。
- 教職員 ④ 県民から、「生徒の消灯時間が過ぎた後の教職員の打合せやミーティングの際に、飲酒をするという行為はどうにかならないか。消灯時間が過ぎた後とはいえ、あくまでも保護者から生徒を預かっているという立場を考えれば、飲酒という行為はおかしいと思う。」という投書があった。

☆ 何が問題なのでしょうか ☆

- 学校において、事前に十分な情報交換を行わなかったこと。
 - すべての教職員が、いつでも問題が起こりうるという意識を持っていなかったこと。
 - 生徒を引率している責任の重さを認識していなかったこと。
- （もし、生徒に何かあったときに、迅速かつ的確な対応ができないなど）

☆ どうしたらよいのでしょうか ☆

- 常に「何かが起きるかもしれない」という危機意識をもつことが重要です。
- 「疑問に思うときは、必ず質問をする」など、問題を指摘できる職場環境作りに努める必要があります。
- 事例①～③の最善策を考えていく上で、「なぜその対応が望ましいと思うのか」「なぜその対応が一番優先順位が高いのか」などの判断の根拠を述べ合いながら、「だれにとって望ましい対応策なのか」「現実的に可能な対応策なのか」「自分が対応することが可能なのか」「法的、制度的な裏づけはあるのか」等の視点をもって、対応策を考えましょう。
- 事例④については、生徒を引率しているという責任の重大さを認識し、自らの行動が公務の信用に大きく影響を与えることを、常に意識して行動しなければなりません。

【指導及び行動上の留意点】

(1) 引率者としての心構えについて

- ・ 児童生徒を引率する責任の重大さを認識し、自らの行動が公務の信用に大きく影響を与えることを常に意識する。
- ・ 常に「何かが起きるかもしれない」という危機意識をもつ。
- ・ 児童生徒の健康や安全に関する問題については、速やかに上司に報告するなど、危機管理の体制づくりに努める。

(2) 児童生徒に対して

- ・ 逸脱した行動を戒めるために、体罰などの行き過ぎた指導をしない。
- ・ 児童生徒の就寝指導等の際に、セクシュアル・ハラスメントと誤解されやすい行動をとらない。(セクシャル・ハラスメント等を完全に防止できるように引率体制を整える。)

(3) 引率に携わる教諭等の行動について

- ・ 夕食、反省会等において飲酒をしない。
- ・ 私事を優先した行動をしない。
- ・ 児童生徒の主体的活動を重んじるとの主旨で、指導を施設の職員任せにしない。
- ・ 反省会や打合せ会と称し、業者を交えた懇親会は行わない。

(4) 業者選定等にかかわる問題について

- ・ 業者決定の代償として、金品その他を要求しない。
- ・ 反省会と称して、業者に経費の全部あるいは一部を支払わせたり、金品を要求したりしない。

【関係法令・通知等】

「修学旅行の適切な運営について」

教育長通知 平成21年1月15日

「教職員の綱紀及び服務規律の保持について」

教育長通知 平成27年5月22日

【参考文献等】

「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」

文部科学省 平成20年3月

「学校教育の基本判例」

坂田仰、星野豊編著 学事出版株式会社 2004

「現代リスクの基礎知識 事例で学ぶリスクリテラシー入門」

林志行 日経BP社 2005

14. 個人的な金銭問題について

私たちの消費生活は急速に変貌し、便利になっています。計画的に利用すれば問題ありませんが、ややもすると必要以上の買い物につながり、支払いが追いつかないということになりかねません。身の丈に合わない無理な借入を行ったりすると、違法な高金利による取立てや多重債務問題等にまで拡大し、ついには自己破産に至る場合もあります。こうした金銭に関するトラブルを未然に防止するため、また、生じたトラブルを解決するため、消費生活に関する正しい知識を身に付けておくことが必要です。

家族や親族が債務者であっても、保証人や連帯保証人でない限り、原則として本人の借金を肩代わりして支払わなければならない義務はありません。

《事 例》

A教諭は妻の弟から、金融機関から事業資金を借りるための連帯保証人になってほしいと頼まれた。義弟からの頼みであり、連帯保証人になることを応諾した。

しかし、義弟の事業は失敗し、金融機関から借金返済の督促状がA教諭に届くようになった。

A教諭は月々の借金返済をやっていったが、家計は毎月赤字であり、少しばかりの預貯金もすぐに底をつき、生活はだんだん苦しくなる一方であった。

保証人・連帯保証人とは？

保証人は、債権者から支払いを請求された場合、まず債務者に対して請求するように主張する権利がありますが、債務者が支払い能力がない場合は、連帯保証人に、支払い義務が生じてきます。保証人や連帯保証人を引き受ける場合には、債務額が自己の弁済能力に見合うものかどうかを十分に検討する必要があります。

債務超過にならないために

- 自己の生活設計をしっかりと立て、家計を管理する。
- 借金をする時は、契約内容（返済額・返済期間等）を確認し、余裕のある返済計画を立てる。
- 借金を返すために、他の金融業者等から借金をすることは、かえって借金総額を雪だるま式に増やすだけであり、返済を困難にすることを認識する。
- 保証人や連帯保証人になる場合は、自分が多額の借金を背負うことを十分想定したうえで引き受ける。

悪質商法にはどんなものがあるの？

特定商取引法（特定商取引に関する法律）は、消費者が惑わされやすい販売形態を規制しているもので、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引（マルチ商法）、特定継続的役務提供取引（エステティックサロン・外国語会話教室等）、業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）があります。

このほかにも、送りつけ商法、講座・資格商法、アポイントメント商法、デート（恋人）商法、催眠（SF）商法、紳士録商法、展示会商法（無料招待商法）、開運商法（靈感商法）、見本（モデル）工事商法など多種多様な手口の悪質商法があり、注意しなければなりません。

望まない契約を結んでしまったら

仮に望まない契約を結んでしまった後でも、契約を解除できる場合があります。クーリングオフ制度は、契約書面を受け取った日から一定期間は消費者に考え直す機会を与え、理由を問わず無条件で申込みの撤回や契約を解除することを認める制度です。契約のときにクレジットカードを利用した場合は、信販会社へも通知しなければなりません。

トラブル解決のための知識

消費者契約法は、消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力の格差にかんがみて、消費者の利益を擁護するために制定されました。適切でない勧誘行為があった場合の契約の取消しや契約書の不当な条項の免除の無効について規定されています。

契約の重要な事項について事実と異なることを告げられた場合や不利益になることを故意に告げなかった場合、事業者が自宅等に長時間居座られたため仕方なく契約した場合などに消費者が契約を取り消すことができることなどを定めています。

例えば、住宅や車のローンなどの借金は社会生活を営む上である程度生じてくるものであり、借金の多寡自体も私生活上の問題です。しかし、返済能力以上の借入れを行い、返済不能に陥り、例えば学校に頻繁に催促の電話があったり、直接取り立てがあったり、金策に走り回ったりするなど、本務の遂行に支障が生じることになれば、職務専念義務違反や信用失墜行為に該当することも考えられます。

【関係機関】

- ・宮崎県消費者金融相談所（県庁 9 号館 2 F TEL 0985-26-7100）
相談時間 月曜～金曜日 午前10時から午後5時（面談及び電話受付）
弁護士相談 火曜日 午後1時30分から午後4時30分（面談及び電話）要予約
- ※ ヤミ金融や貸金業者とのトラブル、債務整理方法など、消費者金融にかかる様々な相談に応じています。
- ・宮崎県消費生活センター（宮崎市江平西2-1-20 TEL 0985-25-0999）

15. 苦情・クレームへの対応について

学校や教職員、あるいは教育活動全体に対する保護者や地域住民等からのクレームは、不平や不満の表れであると同時に「要望」として、職務に係る貴重な情報源であります。しかし、いったん対応を誤ると、学校に対する信用が失われ、学校現場や教師が疲弊する原因になったり、保護者との間にしこりが残ったりします。そのためには、教職員それぞれがクレームに対応するためのスキルを学ぶとともに、一人でクレームを抱え込むことなく、組織として対応することが大事です。また、クレームへの対応は、内容をよく考え、保護者等の話をよく聞き、慎重に柔軟に対応する必要があります。

次の事例をもとに、どのような点がクレームにつながりやすいか考えてみてください。

《事例》

Aは部活動に熱心な教諭である。保護者の希望もあり、家庭を犠牲にして土・日も練習や試合に行き、生徒のためにと思いががんばっていた。夜も頻繁に部活動の後援会長宅へ行き、飲食を共にし、コミュニケーションを深めていた。中体連の夏季大会が近づき、レギュラーを決定することになったが、A教諭はチームのまとまりを考え、上手な2年生Cを使わず、後援会長の子3年生Bをレギュラーにすえた。大会後、A教諭に対する噂が、学校に聞こえるようになった。A教諭が夜な夜な会長宅で飲み食いして、仲の良い保護者の子どもだけを使ったり、学校の情報を漏らしたりしているというのだ。いったい誰が噂を流しているのか探っていくと、Cの保護者のグループであった。

A教諭は、その夜Cの保護者宅へ酒を持って行き、選手の起用方法について説明をしに行ったが、お互い感情的になり物別れに終わってしまった。

☆ 何が問題なのでしょう ☆

- A教諭は、夜も頻繁に部活動の後援会長宅へ行き、飲食を共にしたこと。
- A教諭はチームのまとまりを考え、上手な2年生Cを使わず、後援会長の子3年生Bをレギュラーにすえたが、説明不足により誤解を招いてしまったこと。
- A教諭とCの保護者は、お互い感情的になってしまったこと。

教師と保護者の間に温かい人間関係を築くことはとても大切なことですが、適度な距離をおき、良好な関係を保つバランス感覚が必要です。

☆ どうしたらよいのでしょうか ☆

- 問題が起こったときは初期対応が大切です。
基本的なスタンスは、次の3つです。
 - ① 傾聴と事実確認 保護者等の訴えをしっかりと聞き、事実を確認する。
 - ② 迅速な対応 管理職等へ報告し、速やかに対応を検討する。
 - ③ 正確な事実説明 確認した事実や経緯および対応の方針を説明する。

- 相手の話は傾聴の姿勢で、うなずいたり、相づちを打ったり、話された言葉を繰り返したり、要約しながら聞きましょう。まずは、相手の言うことに反論せずに、受け止め、相手が落ち着いてから質問等を行います。
また、誤解を招くような表現は避け、相手の立場を尊重した発言に心がけましょう。
- 話を聞く際は、事象が起こった日時、場所、関係する人物等を詳細に正確にメモをとりながら聞くことが大事です。
- 電話での対応は、その場、その内容に応じて声のトーンをつくりましょう。抑揚のない話し方は、相手に対して威圧的に聞こえるなど、さらなるクレームを呼び込む可能性がありますので注意しましょう。
また、クレームの電話を受けている人がいたら、周囲の人も静かにするなどの心遣いをしましょう。
- 相手の質問等に対して即答できない場合には、あいまいな返答をせず、担当者や期限を伝えて、相手の理解を得ながら確実に返答するようにしましょう。
- 聞き取った情報は、必ず管理職等に報告し、一人では対応せずに、組織的に対応するようにしましょう。
- 事実の経緯や確認、学校における対応の方針が決まったら、クレームを申し出た保護者等に速やかに説明し、理解を得るようにしましょう。
- クレームは様々な情報を含んでいます。自分や学校組織を向上させるためのチャンスととらえ、前向きに対応しましょう。そのためにも、クレーム情報は職員全体で共有するようにしましょう。
- 学校側に非がある場合には、丁寧に真摯に謝ることが大切です。しかし、無理難題な要求や事実ではない噂、勘違いなどについては、毅然とした態度で応対しましょう
- 保護者等が来校しての対応の場合は、身だしなみやあいさつ、自分の姿勢や表情に十分気を配り、第一印象をよくするように努めましょう。その際、対応する場所は、相手が話しやすく、学校側が聞きやすい静かな場所を設定しましょう。
また、参加人数は、ある程度の判断可能な職員を同席させ、複数で対応しましょう。

【参考文献等】

- 「実践的クレーム対応」 武田哲男 産業能率大学出版部
- 「クレーム対応の極意」 江澤博己 大和出版
- 「モンスターペアレントの正体」 山脇由賀子 中央法規出版
- 「見てわかる学校の危機管理マニュアル」 高階玲治編著 東洋館出版社 2001
- 「クレーム対応の超技術」 工藤アリサ こう書房 2005
- 「〔改訂版〕実践危機管理読本」 藤江俊彦 日本コンサルタントグループ 2004
- 「苦情という名の贈り物〔イラスト版〕」 ジャネル・バーロワ、ポール・ホールデン 生産性出版 2004
- 「保護者対応で困った時に開く本」 佐藤晴雄 教育開発研究所 2012

16. 健康管理について

社会環境の急速な変化等により、学校や教職員を取り巻く環境も変化している中、児童生徒を直接指導する教職員一人一人が健康で明るく、楽しく職務に専念でき、充実した家庭（社会）生活を送ることが、本県教育の充実・発展につながることはいうまでもありません。

私たちは、日常の生活の中で体の不調を感じなければ、自分の体は「健康」と思いがちです。

さらに、異常を自覚したときでも、「このくらいなら大丈夫」と見過ごしてしまうこともあります。しかし、小さな異常の陰には大きな病気が隠れていることもあります。

また、「こころの病気」も他の病気と同様に、早期発見・早期治療が肝心です。「こころの病気」は、職場でのストレス、人間関係、家庭問題等、様々な要因が関係していますが、学校においては児童生徒、同僚の教職員に与える影響には大きなものがあります。

このため、管理職が職員の状況を把握し、フォローする等地道な取組が求められ、メンタルヘルス対策がますます重要になってきています。

☆ 初期サインに気づく ☆

こころの病気は誰にでも起こります。心の不調やストレス症状が長く続いたり、日常生活に支障が出ている場合は、早めに専門機関に相談しましょう。

自分で気づく変化

- 気分が沈む、憂うつ
- 何をするのに元気が出ない
- イライラする、怒りっぽい
- 理由もないのに不安な気持ちになる
- 胸がどきどきする、息苦しい
- 何も食べたくない、食事が美味しくない
- なかなか寝付けられない、熟睡できない

家族や同僚が気づく変化

- 感情の変化が激しくなった
- 表情が暗くなった、元気がない
- 一人になりたがる、周囲との交流を避ける
- 遅刻や休みが増えた
- ミスや物忘れが多い
- 体調不良の訴えが多くなる
- 趣味やスポーツ、外出をしなくなる

<メンタルヘルスの4つのケア>

1 セルフケア

- メンタルヘルスについての正しい知識を知る
- 自身の状態に気づく、早めに休む、上司や同僚に相談する
- ストレスへの対処法などを学ぶ

2 ラインケア

- 管理監督者による、日頃の職場環境等の把握と改善
- 職員からの相談に対応する
- 声をかける、部下の様子に気づく、話を聴く、次につなぐ

3 事業場内産業保健スタッフ等によるケア

- 健康管理医や衛生管理者（推進者）との連携と相談対応
- 職場における心の健康づくり対策の推進する

4 事業場外資源によるケア

- 事業場外の機関や専門家による相談窓口の活用
- 必要な情報提供や助言を受ける

<外部の機関や専門家によるマネジメント>

☆「教職員相談室」	(県立図書館内	0985-29-8958)
☆「医療機関によるメンタルヘルス相談」	(細見クリニック	0985-35-1100)
	(早稲田クリニック	0985-53-3030)
	(たき心療内科クリニック	0986-46-9191)
	(鮫島病院	0982-54-6801)
	(吉田病院	0982-37-0126)
☆「教職員健康相談24」	(公立学校共済組合本部	0120-24-8349)
☆「面談によるメンタルヘルス相談」	()	0120-783-269)
☆「こころの電話」	(県精神保健福祉センター内	0985-32-5566)

☑ストレスに気づいたら セルフケアを

ストレスは目に見えませんが、心と体は感じ取っています。 ”いつも”

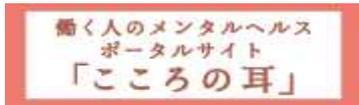


shutterstock - 54700348

と違う、そんなサインに気づいたら
 リラックスできる時間を日常生活の中に
 持ち、早めにセルフケアをしましょう。



- * 十分な睡眠を取る
- * ストレッチをする
- * 趣味を楽しむ
- * 自然とふれあう
- * 無理せず休む



(厚生労働省)・・・<http://kokoro.mhlw.go.jp>



公立学校共済組合・・・<http://www.kouritu.go.jp>

5分でできるセルフチェックや、セルフケアの方法、様々な相談窓口の紹介、職場復帰の体験談などを掲載しています。ぜひご活用ください。

(引用：厚生労働省ホームページ、働く人のメンタルヘルス・東京法規出版)

☆ **生活習慣改善のポイント** ☆

運動



- 身体を動かして汗をかくと、自律神経系など体内の調子が整って心身のバランスが保たれます。適度な有酸素運動(息が上がらない程度)は、生活習慣病の予防やストレスの軽減に役立ちます。
- 1日10分歩く。 テレビを見ながらストレッチ。

食事



- 1日3食の規則正しい食事が、生活リズムを整えます。食べることは、空腹を満たし栄養を補給するためだけではありません。よくかんで味わう、季節の食材で旬を感じる、友人や家族と会話を思案ながら楽しい食事を囲むことなどによって、心のエネルギーを満たす役割も果たしています。

睡眠



- 体や脳の充電、それが睡眠です。とても重要な人間の本能の1つで、ないがしろにすると心身に変調をきたします。いつもと違う睡眠には要注意。日中の眠気で困るようなら早めの対策を。

17. 教職員のコンプライアンス意識の徹底について

私たちは、組織の一員として業務を行っています。組織の中で法令等に違反する行為があるのではと思ったときは、お互いに内部牽制できる環境やシステムを通して自浄作用が機能し、適正な業務遂行が確保されます。

このため、県教育委員会で設けている規程や制度について、十分に理解しておく必要があります。
※ 宮崎県教育庁等職員倫理規程、宮崎県教育委員会職員公益通報制度及びコンプライアンス基本方針は、教育庁及び教育機関（県立学校を含む。）に、通知したものです。（市町村立学校の教職員は、参考にしてください。）

【職務に係る倫理の保持を図るための職員の責務・・・宮崎県教育庁等職員倫理規程】

(1) 宮崎県教育庁等職員倫理規程の概要

職員の遵守すべき倫理行動規準や、職務上利害関係者となる者との間の規律、職務に係る倫理の保持を図るための職員の責務等を定めている。

また、規程に違反した場合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定により懲戒処分の対象となる。

(2) 職務に係る倫理の保持を図るための職員の責務

- ① 職務に係る法令に違反する疑いのある事実について、虚偽の報告をしたり、隠ぺいすることはできない。
- ② 他の職員の職務上の行為が、犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる疑いがあると思ったら、上司などに報告しなければならない。
- ③ 上司の命令が、犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる疑いがあると思ったら、当該上司に意見を述べなければならない。
- ④ ③にもかかわらず犯罪行為等の命令が継続するときは、他の上司などに相談しなければならない。
- ⑤ 他の職員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受することはできない。
- ⑥ 管理職員は、部下職員の職務に係る法令違反の疑いのある事実を黙認してはならない。

【宮崎県教育委員会職員公益通報制度】

(1) 制度の概要

職員等が、業務を行っている中で法令等に違反する行為があるのではと思ったときに通報する制度で、この通報を基に内部調査を行い、もし違反行為があれば必要な改善を行って、組織としての自浄作用を機能することにより適正な県政の運営を目指すための制度。また、この制度が機能するために、通報した職員等が不利益を受けないよう保護することとしている。

(2) 通報の対象となる行為（事実）とは

- ① 行政運営上の法令（条例、規則等を含む。）に違反する行為又はそのおそれのある事実
 - ② 職員等による職務遂行上における不当な行為またはそのおそれのある事実
- ※ ただし、他の職員に対する誹謗中傷や業務の妨害を目的とする通報は不可

(3) 通報者の保護

- ① 通報した職員に関する情報は非公開とされ、所属長等に知らせることはない。
- ② 正当な公益通報を行った職員に対して、そのことを理由とした懲戒処分その他の不利益な取扱いを行わない。

(4) 通報窓口

- ① 教育庁総務課（教育庁及び県立学校以外の教育機関）
- ② 教育庁教職員課（県立学校）
- ③ 弁護士が管理する第三者窓口

(5) 通報の方法

- ① 通報は、文書、電子メール、電話又は面談のいずれの方法でも構わない。
- ② 基本的には、所属、氏名を名乗っていただくが、匿名でも可能。

【コンプライアンス基本方針】

(1) 基本方針の概要

県庁全体としてコンプライアンスに取り組むに当たり、共有する心構えを示し、所属及び職員が実践するためのものであり、具体的には次のとおり。

① 「私たちは説明責任を果たします。」

業務遂行においては、法令を遵守することはもちろん、常に県民に対してわかりやすく説明できなくてはならない。したがって、i)法令に則った適正なものとして県民に説明できるか、ii)県民に説明できないような役所の独りよがりな判断をしていないか、といった観点を持ち、業務に当たる必要がある。

② 「私たちは組織として対応します。」

職員個人ではなく組織としての意思決定に基づいて対応する必要がある。したがって、i)担当者による安易な前例踏襲は行われていないか、ii)上司は、部下の業務内容を的確に把握できているか、といった点に留意する必要がある。

③ 「私たちは公金意識をもって行動します。」

常に公金の重みを認識し、最小の経費で成果を挙げるよう努めなければならない、といった観点で常に業務を見直していく必要がある。

(2) 所属における点検及び研修の実施について

所属毎に置かれたコンプライアンスリーダーは、所属毎に設定したチェックシートに基づく定期的な点検及び点検を踏まえた職場研修を実施し、コンプライアンス意識の徹底を図ること。

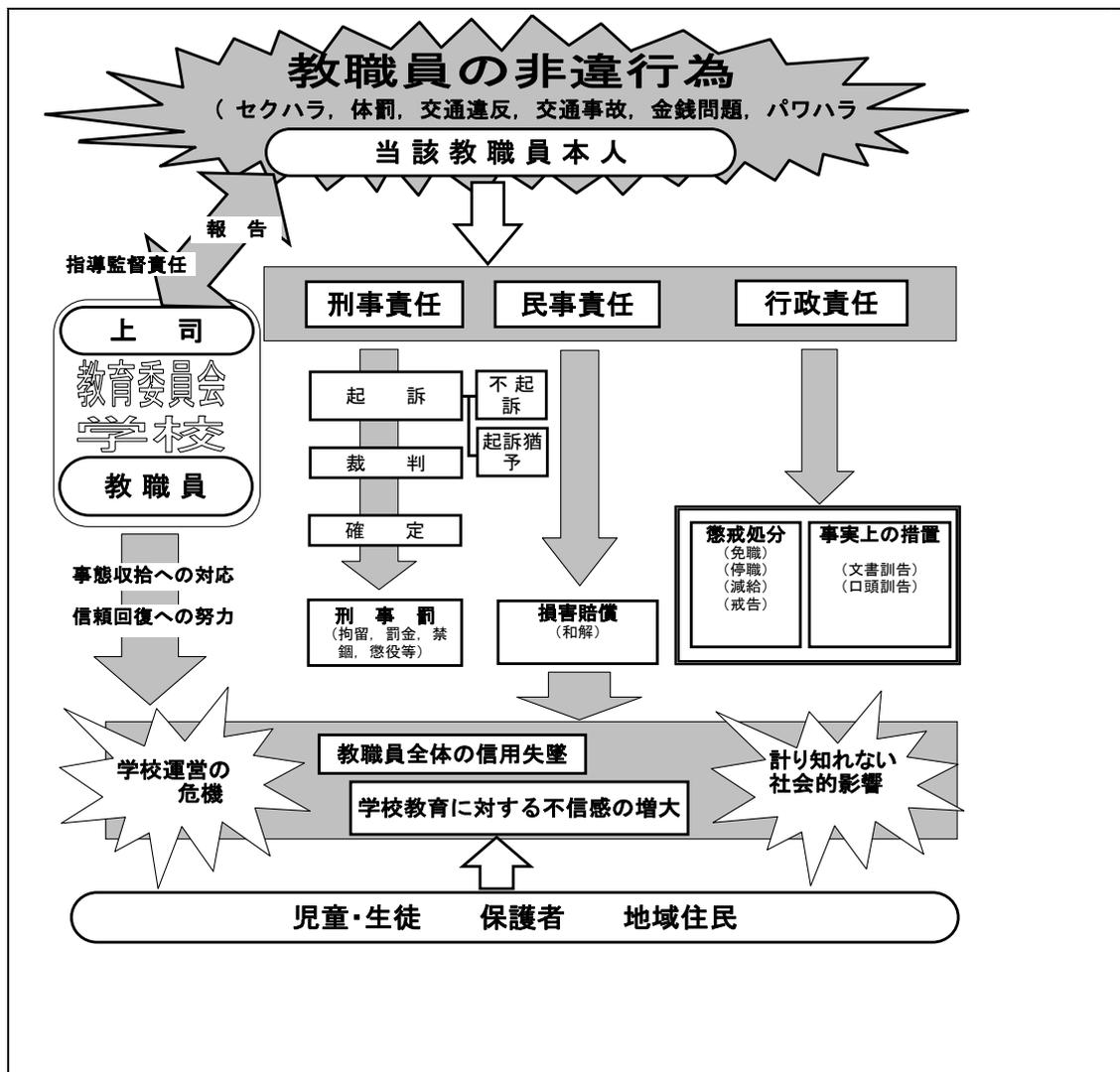
18. 教職員が負うべき責任について

飲酒運転で事故を起こせば、道路交通法に違反したことの刑事責任が問われ、相手に損害を与えたなら賠償などの民事責任も発生します。また、私たち教職員は、公務員としての義務に違反したことで、行政責任も問われることになります。

私たちは、全体の奉仕者であり公共の利益のために勤務すべき公務員として、職務専念義務や信用失墜行為の禁止、守秘義務などの一般の雇用関係とは違った規律に服することを、日々自覚しながら職務にあたっています。

下の図に示すとおり、教職員の非違行為に対しては、刑事責任や民事責任の他に、行政責任を負うことになり、社会的に見ても厳しい処分が行われることになります。

また、教職員の非違行為は、学校や教育に対する信頼を失墜させるとともに、児童生徒や本人の家族にも大きな影響を及ぼすものであることを、強く認識しておかなければなりません。



☆ なぜ、厳しい行政処分が必要なのでしょう ☆

保護者が、子どもを毎日学校へ安心して通わせることができるためには、学校が信頼できる存在であることがあげられます。また、保護者は、子どものよりよい成長を願い、子どもたちのために頑張っている教職員に対する感謝の気持ちとともに大きな期待も抱いています。このように、私たち教職員は、子どもを教え育てるという仕事をしていくうえで、保護者の期待に応えながら信頼関係を築いていくことは、もっとも大切なことだと考えます。

したがって、教職員全体の信用を失墜させ、学校教育に対する不信感を増大させる教職員の非違行為に対して、私たち教職員自らが厳しい態度で対応していくことは、健全な学校運営を行い教育効果をあげていくために必要なことであると言えます。



19. 懲戒処分を受けた教職員の給与等について

懲戒処分を受けた場合、給与や昇給等に影響します。特に、免職の場合には、免職日の翌日からの給与はもちろんのこと、原則として退職手当も一切支給されません。

それぞれの処分を受けた場合の退職までの経済的影響としては、次のとおりとなります。

《事 例》

平成28年4月時点で、小中教育職給料表2級43号（給料月額262,800円）である30歳教諭(大卒ストレート採用、扶養手当・住居手当は支給なし)の場合（処分日は6月中旬）

1 戒 告

約 65万円 （査定昇給：約59万円減、12月勤勉手当：約6万円減）

2 減給1/10 1月

約 131万円 [査定昇給：約119万円減、12月勤勉手当：約9万円減
給与：約3万円減]

3 停職6月

約 417万円 [査定昇給：約182万円減、給与：約166万円減
期末手当：約45万円減、勤勉手当：約24万円減]

4 免 職

以後の給与に加え、原則として退職手当も一切支給されない。

※ 上記金額は、処分を受けてから退職するまでの経済的影響である。

【期末手当】

- (1) 期末手当の基準日（6月1日、12月1日）に停職中の者には、期末手当は支給されない。
- (2) 期末手当の算定の基礎となる在職期間中に停職期間がある場合は、その期間は除算される。

【勤勉手当】

- (1) 基準日以前6か月以内に懲戒処分を受けた職員の成績率
停職 100分の39 減給 100分の49.5 戒告 100分の60
- (2) 勤勉手当の基準日（6月1日、12月1日）に停職中の者には、勤勉手当は支給されない。
- (3) 勤勉手当の算定の基礎となる勤務期間中に停職期間がある場合は、その期間は除算される。

【共済年金】

組合員が免職になった場合及び停職処分を受けた場合には、その者が支給を受ける共済年金のうち、経過的職域加算額及び年金払い退職給付額の一部が5年間減額される。

【共済組合貸付及び互助会貸付の償還金】

免職になった場合には、償還金残額を一括返済しなければならない。

20. 懲戒処分等の公表について

宮崎県情報公開条例（平成12年4月1日施行）に県の説明責任が明記され、開かれた行政の推進がより一層求められることになりました。このことを背景に、教員としての自覚を喚起し、不祥事を防止することを目的に、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行った場合は、次の内容を公表することとしています。

- | | | | |
|----------------|--------------------|--------|---------|
| (1) 学校所在地の市又は郡 | (2) 小学校・中学校・県立学校の別 | | |
| (3) 職名 | (4) 年齢 | (5) 性別 | (6) 処分日 |
| (7) 処分内容 | (8) 処分の対象となった事実の概要 | | |

また、教職員の相次ぐ不祥事に対し、不正行為を抑止し、県民の教職員に対する信頼を回復するために、懲戒処分等の公表基準について、平成24年10月11日付けで見直しを行いました。

懲戒処分そのものは、教職員の不正行為について戒め、公務に邁進させることが本来の目的であり、個人に社会的制裁を加えることを目的としているわけではありません。

しかしながら、教育には教師と児童生徒との信頼関係が欠かせないものであり、この信頼関係を裏切る行為は基本的に教職員としての適格性を欠くものであります。

また、教育は県民全体の負託を受けて、人づくりという根幹を担っているため、県民の信頼を失えば、社会的制裁もやむを得ないと考えます。

したがって、教職員としての適格性を欠くような社会的に重大な事案について免職又は停職6月の懲戒処分を行った場合は、原則として「氏名」「所属名」を公表することとしています。

なお、被害者や被害者の保護者等が公表を望まない場合、あるいは氏名等を公表することにより被害者等、特に児童・生徒、保護者の権利・利益が著しく侵害される恐れがある場合は、「公表対象及び内容」について、一部又は全部を公表しないこととしています。

【関係法令・通知等】

「懲戒処分等の公表基準の一部改正及び懲戒免職に係る氏名等の公表について（通知）」

教育長通知 平成16年 6月16日

「懲戒免職に係る氏名等の公表について（通知）」の一部改正について

教育長通知 平成23年 5月12日

「懲戒処分等の公表基準」の一部改正について（通知）

教育長通知 平成24年10月11日

教職員コンプライアンスチェックシート（標準例）

項目	番号	内 容	チェック欄 〇 期日 /	要改善事項
わいせつ行為、 セクシュアル・ハラスメント等の禁止	1	自分が教職員であるという自覚を常にもって、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等を一切行わないようにしていますか。		
	2	児童生徒に対して、必要以上に身体に触れる指導を行わないようにしていますか。		
	3	児童生徒とメール・電話等の私的なやり取りをしないようにしていますか。		
	4	児童生徒を私的な用件により自家用車に同乗させないようにしていますか。		
	5	児童生徒に個別指導を行う場合には、他の職員から見えるところで行ったり、ドアを開いたりするなどの配慮をしていますか。		
	6	生徒指導上やむを得ず二人きりでの指導になる際には、担任や主任等の第三者に、必ず事前・事後の報告を行っていますか。		
	7	児童生徒と異性関係を疑われることがないように節度をもって接していますか。		
	8	「男のくせに」、「女のくせに」などと発言しないようにしていますか。		
	9	特定の異性の保護者とだけ、親しくならないようにしていますか。		
	10	軽い気持ちで性的な話題をもち出さないようにしていますか。		
	11	お酒の席で異性をそばに座らせたり、デュエットを強要したりすることがないように気をつけていますか。		
	12	特定の職員に受付や接待など、特定の役割を行わせないように配慮していますか。		
	13	職権などの権力差を背景にし、職員に対して本来の業務の範疇を越えて継続的に人格と尊厳を傷付ける言動を行わないようにしていますか。		
体罰や行き過ぎた言動等の禁止	14	体罰は人権問題であるという意識をもち、いかなる理由があっても、児童生徒への体罰を行わないようにしていますか。		
	15	児童生徒の言動に対して、感情的な対応にならないようにしていますか。		
	16	児童生徒の思いを聞かずに、頭ごなしに叱ることがないようにしていますか。		
	17	児童生徒に対して、怒鳴ったり、威圧的な態度で接したりするなど、人間性を否定するような言動を行わないようにしていますか。		
	18	時と場合に関係なくどんな状況でも、体罰はしないと心に固く誓っていますか。		
	19	体罰や基本的な人権への配慮を欠く不適切な指導を目撃したら、その行為を制止するとともに、速やかに管理職に報告していますか。		
	20	指導が困難な児童生徒に対しては、複数の教職員で組織的な対応による指導を行っていますか。		
交通法令等の遵守	21	車を運転する際は、制限速度を守っていますか。		
	22	通勤時や出張時等には、時間にゆとりをもち安全運転をしていますか。 私は、目的地に（ ）分前までには到着するようにしています。		
	23	車を運転する際、一旦停止や追越禁止などの道路標識を確認し、きまりをしっかり守っていますか。		
	24	交通事故・違反を起こさないという強い思いをもってハンドルを握っていますか。		
	25	運転中の携帯電話の不使用、オーディオ等の操作に気を取られた運転をしないようにしていますか。		
	26	飲み会で車で帰る場合には、酒を一滴も飲まないようにしていますか。		
	27	車で来ている人には、絶対に酒を勧めないようにしていますか。		
	28	翌朝に車の運転を予定している場合、飲酒運転や酒気帯び運転とならないよう前日の飲酒には十分気をつけていますか。		
	29	飲酒後は、一時的な仮眠ではなく、十分な睡眠時間を確保するなど、酒気が完全に抜けるまで運転をしないようにしていますか。		
	30	運転免許の更新は、確実にを行っていますか。私の次の更新は（ ）年（ ）月です。		
個人情報の保護	31	個人情報が入った文書や電子ファイル等は、管理職の許可なく安易に学校外に持ち出すことがないようにしていますか。		
	32	個人情報が入った文書や電子ファイル等を取り扱う場合には、常に紛失・盗難の危険を考えたうえで使用し、パスワードをかけるなど責任をもって保管していますか。		
	33	個人情報が入った電子ファイルを、自宅のパソコン内に保存しないようにしていますか。		
	34	個人情報をパソコン画面に表示したり、机の上に放置したりしたまま席を離れることがないようにしていますか。		
	35	コピー機やプリンタ等に、個人情報が記載されている印刷物を、放置しないようにしていますか。		
	36	Winny等の個人情報の漏えいにつながるファイル交換ソフトを、パソコンにインストールしないようにしていますか。		
	37	部外者がいる場所で学校や児童生徒、保護者のことを話さないようにしていますか。		
厳正な管理執行 公金等の適正で	38	学級費、教材費等について、一時的な寸借を含め、流用や着服を一切せず、収支決算を適切な時期に行い、結果を保護者等に報告していますか。		
	39	現金や預金通帳等の管理は、きちんとできていますか。		
	40	金銭の管理について、2人以上で牽制できるような体制にしていますか。		
	41	物品の購入等に係る業者の選定にあたっては、教職員と特定業者との癒着という疑惑が生じないように適正な手続きをとっていますか。		
	42	利害関係者から贈与や接待を受けないようにしていますか。		

参考資料 校内研修の手法

教職員一人一人が、服務規律を遵守していくためには、まずどのような服務規律があるかを知り、その大切さを自覚するとともに、一つ一つを遵守することについて自分自身でマネジメントしていくことが最も重要です。

そのためには、研修の機会を設定し、全職員での共通理解、共通認識、及び各自の実践へとつなげるようにしていくことが大切です。したがって、研修のねらいとしては、次の三つが考えられます。

- 1 遵守すべき服務規律についてどのようなことがあるか具体的に理解すること。
- 2 服務規律を遵守することについて、その重要性を主体的に認識(自覚)すること。
- 3 日常の自己の在り方について、各自が自らマネジメントできるようにすること。

これらのねらいを具現化するためには、以下のような様々な研修の手法が考えられます。また、これらを組み合わせることによって研修の効果を高めることもできます。

1 講義による研修

短時間で多くの知識、概念などを伝えることができます。また、講師による話が主になるため、事前準備が比較的簡単であり、参加者が知りたい内容などを、事前に把握して講師に伝えて（依頼して）おくことで、より一層の研修の効果が期待できます。

2 参加型の研修

用意された一般的な課題（例えば「セクハラのない職場を作るためにはどうすればよいか！」など）について、参加者が自由に考えを述べ合い、それらを共有化することで、個人の資質を高めることができます。

また、身近で具体的な事例（事故・事件等）をもとに、グループや全体で討議して問題点を究明したり、解決策を考案したりする事例研究法も効果的です。実際の事例で行う場合と意図的に作成した事例をもとに行う場合があります。実際の事例に関しては、新聞記事にも多く見られますが、Webの検索を活用すると事件・事故、裁判の事例や判例など容易に探すことが可能です。実際の事例は参加者の研修意欲を高める効果が期待できます。事例を意図的に作成する場合には、この「信頼される教職員を目指して」の各項目の説明や前ページにある「自己チェック表」にある項目を参考にするとよいでしょう。

実際の参加型研修の展開としては、グループ協議や全体協議の形式があり、それらを組み合わせることも効果的です。

○ブレインストーミング法・ライティング法

ブレインストーミング法は発散思考法（できる限り多くの考えを出す方法）であり、創造的な意見を出し合うのに広く使われています。これには次のようなルールがあり、これを大きな紙などに書いて貼るなど、参加者が共通理解しておくが必要です。

[ルール]

- | |
|-------------------------------------|
| ① 批判 厳禁：出されたアイデアに批判などは一切してはいけない。 |
| ② 自由 奔放：アイデアを思いっくままに出し合うことが大切。 |
| ③ 相乗り 歓迎：他のアイデアに乗って出されるアイデアも大歓迎。 |
| ④ 質 より 量：できるだけ多くの多様なアイデアを出すことが望ましい。 |

ブレインストーミングは、5～10名程度のグループ（等質にならない方が効果的）を作り、進行役のリードで自由に発言し、全てを記録（ホワイトボードや黒板、模造紙などを準備する）していきます。その際、問題はできるだけ具体的な方がよいでしょう。自由に発想することで、問題の原因を深く探ったり、今後どのようにすれば問題を防ぐことができるか主体的に考えることが可能であり、研修のねらいに迫ることが期待できます。

ブレインライティング法は、発表し合うのではなく、シートにアイデアを書いていくやり方です。前に書いたアイデアから、さらに連想して、発展させたアイデアを3個ずつ書いていくやり方です。「同時進行で複数のアイデアを集められる」「内気な人でも気軽に参加できる」などの特徴から、通常のブレインストーミングより効率よくアイデアが集められる場合があります。

以下に、参加者がテーブルを囲んで座り、次々にシートにアイデアを書き込み、隣の人に回していく方法を紹介します。

= グループ協議 1 =

交通違反や交通事故を起こさない職場をつくるにはどうすればよいでしょうか。
グループごとにブレインライティング法を用いてアイデアを出し合いましょう。

[ブレインライティングのシート例]

テーマ	交通違反や交通事故を起こさない職場をつくるためにはどうすればよいか		
	A	B	C
1			
2			
3			
4			

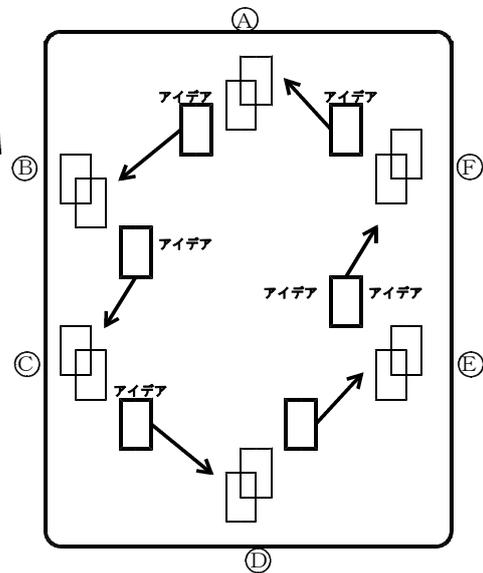
基本的な手順

- ① 問題(テーマ)をわかりやすい文章で表現する。
- ② 参加者(5~8名程度)は大きめの机を囲んで座る。
- ③ 問題に対するアイデアA~Cを、各自シートの1に書き込む。
※アイデアの善し悪しや実行の困難さなどは気にせず、アイデアを数多く出すことに重点を置くことを心がける。
- ④ アイデアを書き終わったら、シートを右隣の人に渡す。
- ⑤ 手渡されたシートは、**読み終えたのち**にそれを活用してアイデアを考える。
- ⑥ シートの2にアイデアを書き込み、右隣の人に渡す。(⑤、⑥を繰り返す)

※隣から渡されたアイデアの活用の仕方。

- a 回ってきたシートと全く異なる「新しいアイデア」を出す。
- b 回ってきたシートを参考にして「別のアイデアを出す」
- c 回ってきたシートの「一部を変更したアイデアを出す」

※どうしてもアイデアが思いつかないときは、回ってきたシートを手元に置かず、右隣に回しても良い。



- ⑦ 予定時間(15分~20分程度)が来たら終了する。

○ KJ法

文化人類学者の川喜田二郎氏が発案した収束思考(まとめていく考え)の技法です。様々なアイデアやデータをカードに書いていき、それらを共通のものでまとめていき、新たな仮説等を見いだそうとするものです。ポピュラーな手法ですが、問題の原因を整理したり、今後の対応策を整理する上で効果的です。

(手順)

- ① アイデアやデータをカードに記入する。
- ② 共通するカードをまとめ簡潔なタイトルをつける。この時、新たなアイデアが見つければ追加してもよい。また、まとめられないものは無理してまとめず、そのまま残しておく。
- ③ グループごとの関連を見極め、矢印で結んだり並べ替えたりして構造化する。
- ④ 最後にそれらからわかったことなどを文章化してまとめる。

○ マトリックス法（アイデアを多角的に検討する方法）

情報をマトリックスにして二次元で整理することによって、相関関係や因果関係が表しやすくなります。分析に適した2つの観点（今回は「予想される効果の大きさ」と「取りかかりの容易さ」）を設定して、出されたアイデアを整理します。

これによって、取組の重点や達成の順序などについて議論を深めることができます。

= グループ協議 3

県内の学校で、部活動の合宿中に生徒に対するセクシュアル・ハラスメントが起きてしまいました。再発を防ぐための方策を多角的に考えてみましょう。

基本的な手順

《アイデアの整理》

- ① 1人が手元のシートを読み上げてシートのそばに置く。他のメンバーは内容が重複するシートをその上に重ね、一つのアイデアとしてまとめる。
- ② 全員のシートを並べ終わるまで、1名ずつ順に読み上げ①の作業を続ける。

《アイデアの検討》

- ③ シートを、「予想される効果の大きさ」と「取りかかりの容易さ」の2つの観点から話し合い、マトリックス表の上に配置していく。
- ④ 大きな効果が予想され着手が容易なアイデアから順に絞り込み、どのように具体化したらよいか協議を深める。効果は大きいが着手が困難なアイデアは、着手するための条件整備をどのように行えばよいかについて協議する。

